

# 玖珠町障がい者計画

障がい者計画 第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

令和6年～令和8年



令和6年3月

玖珠町 福祉保険課



## はじめに

平素より福祉行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

昨今、障がい者施策については、国において、新たな法の整備、改正を繰り返しながら、支援のあり方について検討されてきました。近年では、障がいのある方が安心して地域生活を営むことができるよう、その支援・対応方法や環境整備、差別の解消に向けた合理的配慮の概念も取り入れられるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。



玖珠町では、平成18年に「玖珠町障がい者計画」を策定以降、計画に基づいた障がい者福祉施策を推進してきました。今回、前計画の基本理念である「人と地域の絆・心地よい（住みよい）くす町」を継承し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする新たな計画を策定しました。

近年では、多くの事業所や関係機関の協力のもと、障がいのある方が、生まれ育った玖珠町で暮らし続けることができる環境が、一步一步整いつつあります。当町においても、心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう、障がい者福祉施策を推進してきたところです。

今後も計画に盛り込まれた施策の実現に向けて障がい福祉施策を推進することで、障がいの有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、誰もが同じ地域の一員としてともに生きる「地域共生社会」の実現に向けて努めるとともに、障がい者の分野に限らず複合的で困難な課題を抱える方からの相談を受けとめ、参加支援・地域づくりにつなげる「重層的支援体制整備事業」にも積極的に取り組んでまいります。

今回のアンケート結果からも、まずは町民の皆さまが障がいについて理解を深めていただくことや、本計画に基づく事業・施策を知っていただくことが大切であると考えています。町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、玖珠町障がい者計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケートなどを通じて貴重なご意見をいただきました皆さまに、心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

玖珠町長 宿利 政和



# 目 次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 障害者基本計画等について .....	2
3 障害者基本計画（第5次）の変更点（令和5年3月14日閣議決定） .....	2
4 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後の概要 .....	3
5 計画の位置づけ .....	4
6 計画期間について .....	4
7 計画策定の視点 .....	5
8 計画の策定体制 .....	5
9 計画の推進体制 .....	6
<b>第2章 障がいのある人を取り巻く環境</b> .....	<b>7</b>
1 障害者手帳所持者数の推移 .....	7
2 身体障害者手帳所持者数の推移 .....	8
3 療育手帳所持者数の推移 .....	9
4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 .....	10
5 障害支援区分認定者数の推移 .....	11
6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 .....	12
7 特定医療費（指定難病）受給者数の推移 .....	12
8 障がい福祉サービス提供事業所の状況 .....	13
9 障がい福祉サービスの利用状況（各年度末現在） .....	14
<b>第3章 アンケート調査</b> .....	<b>18</b>
<b>第2部 障がい者計画</b> .....	<b>27</b>
<b>第1章 計画推進の理念・目標</b> .....	<b>27</b>
1 基本理念 .....	27
2 基本目標 .....	28
<b>第2章 分野別施策の方向</b> .....	<b>29</b>
基本目標1 生活基盤とサービスの充実 .....	29
1 相談支援体制の充実 .....	29
2 保健・医療 .....	30
3 生活環境 .....	32

基本目標 2 自立と社会参加への支援 .....	34
1 教育、スポーツ・文化活動等の振興 .....	34
2 雇用・就業、経済的自立の支援 .....	37
基本目標 3 身近な地域の支えあい体制の強化 .....	39
1 情報収集・提供の充実 .....	39
2 安全・安心.....	39
3 差別の解消及び権利擁護の推進 .....	41
4 行政サービス等における配慮 .....	41
<b>第3部 障がい福祉計画（第7期） .....</b>	<b>42</b>
<b>第1章 成果目標 .....</b>	<b>42</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	42
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	42
3 地域生活支援の充実 .....	43
4 福祉施設から一般就労への移行等 .....	44
5 相談支援体制の充実・強化等 .....	44
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	45
<b>第2章 各サービスにおける見込量 .....</b>	<b>46</b>
1 障がい福祉サービス .....	46
2 地域生活支援事業 .....	52
<b>第4部 障がい児福祉計画（第3期） .....</b>	<b>58</b>
<b>第1章 令和8年度の成果目標の設定 .....</b>	<b>58</b>
1 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	58
<b>第2章 各サービスにおける見込量 .....</b>	<b>59</b>
1 通所支援等のサービス .....	59
<b>資料.....</b>	<b>61</b>

# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

玖珠町では令和3（2021）年に「玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、「人と地域の絆 心地よい（住みよい）くす町」の基本理念に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国における障がい者施策は、平成15(2003)年に「支援費制度」が導入され、それまでの「措置制度」から大きな変化がありました。さらに、平成18(2006)年度には障害者自立支援法が施行され、各種福祉サービスの一元化が図られるなど、障がい福祉のサービス体制の再整備が進みました。また、平成25(2013)年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と生まれ変わり、さらなる福祉サービスの充実などにより、みんなが安心して一緒に暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援することとなりました。

一方で、「障害者雇用促進法」や「児童福祉法」の改正による障害施策の強化をはじめ、「発達障害者支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「障害者差別解消法」などが定められるなど、関係法等の整備により、障がい福祉施策は年々強化されてきています。

令和2(2020)年5月には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正があり、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質の向上等の新たな指針が示されました。

このように近年、社会情勢の変化に伴う国の法制度の見直しが進められるなど、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化してきています。

このたび、第6期計画の計画期間の最終年度を迎えるにあたり、達成状況を把握した上で本町の障がい福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、障がい福祉に係る関係法や制度の改正、障がいのある人を取り巻く環境の変化を勘案した上で、本町における障がい者並びに障がい児施策の総合的な視点から施策の見直しを実施し、さらなる施策充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として、「玖珠町障がい者計画（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

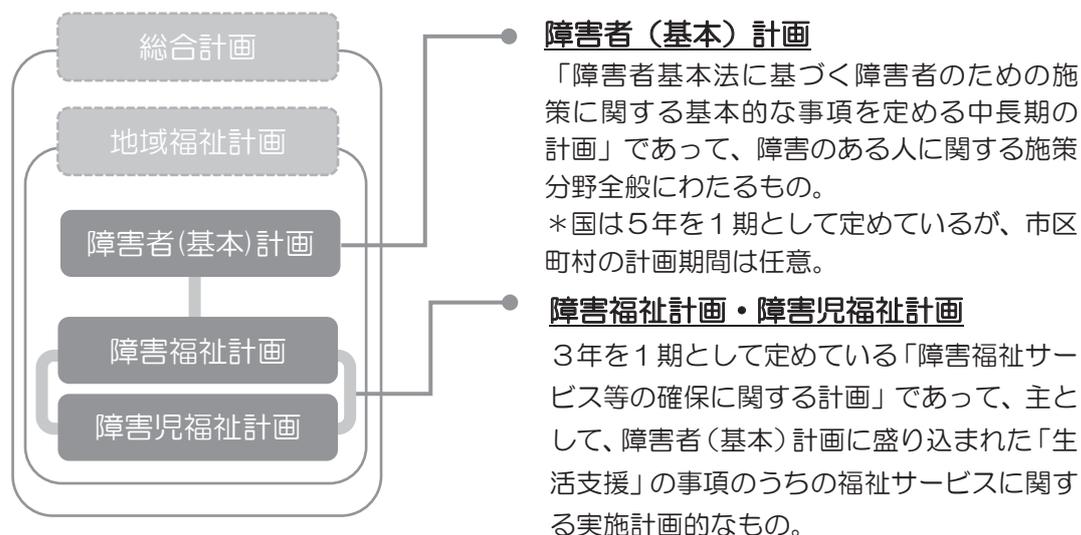
本計画では、障害の「害」という漢字の印象に配慮し、可能な限り以下のような表記としています。

- (1) 従来、「障害者」と表記してきた、人を表す言葉としては、「障がいのある人」「障がいのある方」と表記するものとする。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と表記する。
- (3) 「障害」は「障がい」と「害」を「がい」とひらがな表記する。
- (4) 法律名等や関連する固有の名称又は用語は、適用外とする。

## 2 障害者基本計画等について

障害者（基本）計画は「障害者基本法第 11 条第 3 項」、障害福祉計画は「障害者総合支援法第 88 条第 1 項」、障害児福祉計画は「児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項」の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられた計画となっています。

～障害者（基本）計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の関係性～



## 3 障害者基本計画（第5次）の変更点（令和5年3月14日閣議決定）

### （1）基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本原則
3. 社会情勢の変化
  - (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
  - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
  - (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）
4. 各分野に共通する横断的視点
  - (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
  - (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
  - (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
  - (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
  - (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
  - (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
5. 施策の円滑な推進
  - (1) 連携・協力の確保
  - (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### （2）各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

## 4 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後の概要

### (1) 基本指針について

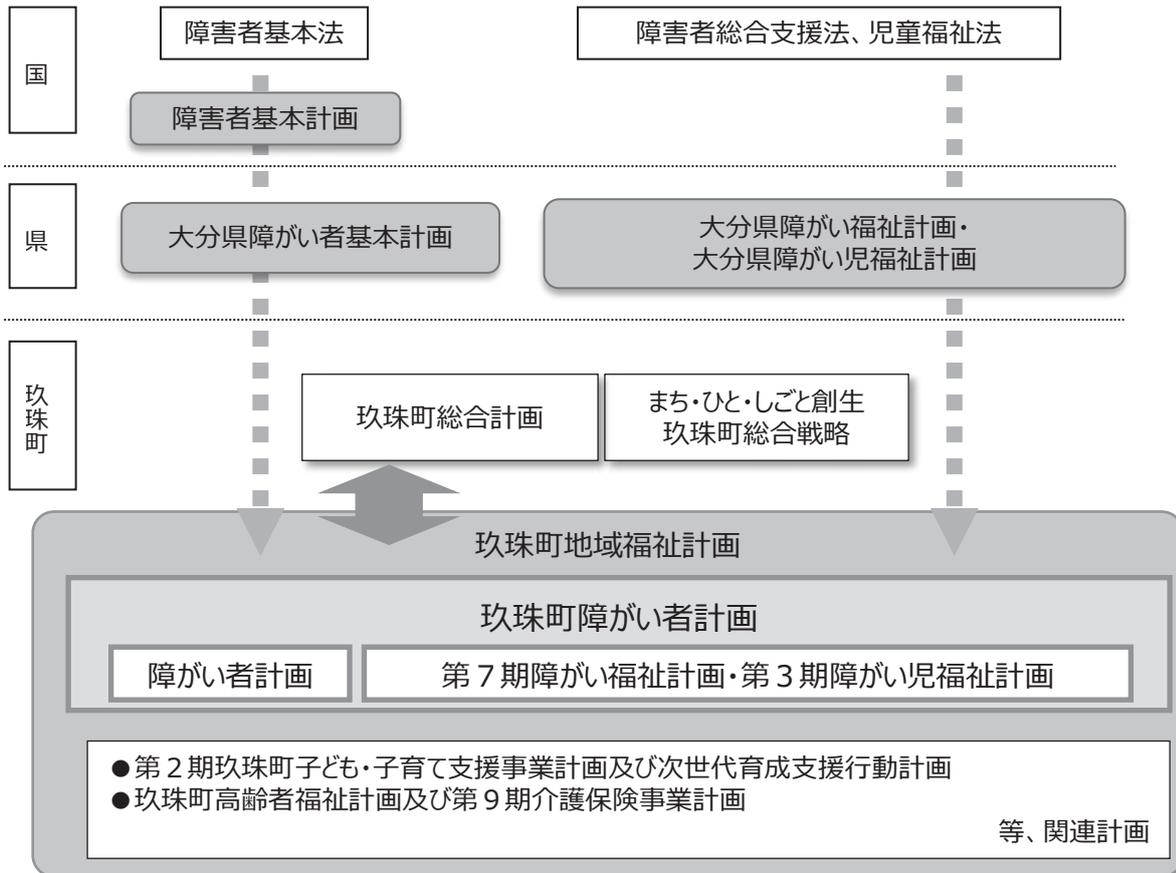
- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日告示。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。
- ※3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

### (2) 基本指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

## 5 計画の位置づけ

本計画は「障害者基本法」第 11 条第 3 項の「市町村障害者計画」として、国の「障害者基本計画」及び県の「大分県障がい者基本計画」と「大分県障がい福祉計画・大分県障がい児福祉計画」との整合を図りながら、「玖珠町総合計画」や「玖珠町地域福祉計画」に即して、障がい者福祉に関する事業計画である「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」とともに、障がい者福祉施策の計画的な推進を図る基本的な計画です。



## 6 計画期間について

本計画については、令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年間の計画とします。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	←→			←→			←→			←→		
障がい福祉計画	第 6 期			第 7 期			第 8 期			第 9 期		
障がい児福祉計画	第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期		

## 7 計画策定の視点

本計画では、誰もが住み慣れた地域で、互いに理解し、支えあい、ともに生きる地域共生社会の実現をめざして、必要な施策を推進していきます。

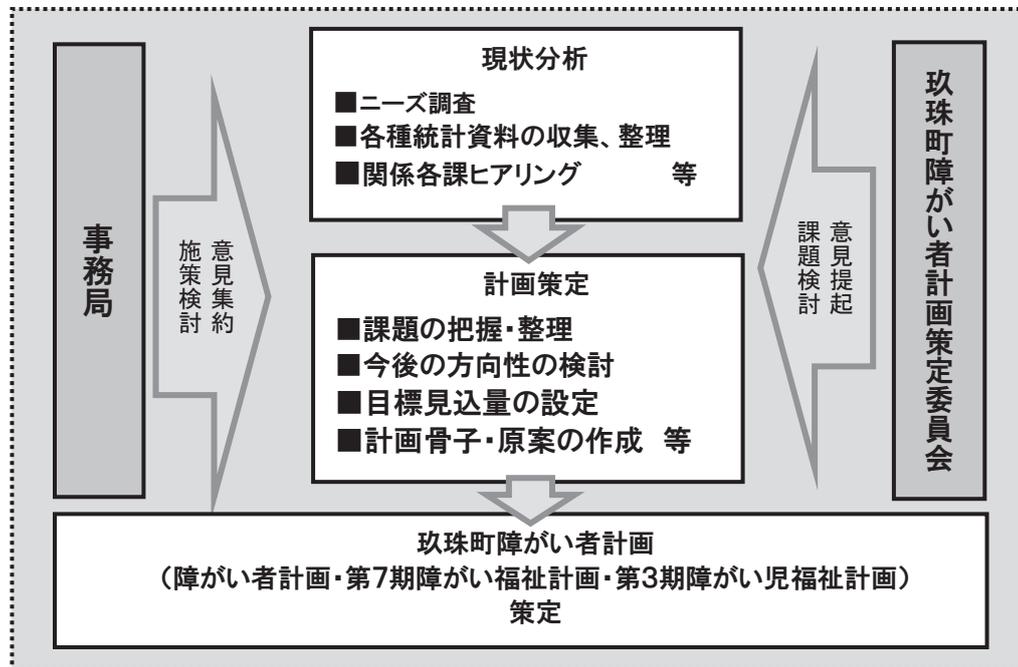
また、計画策定にあたっては、次の項目も留意点として捉えています。

- 国・県の計画を踏まえた計画
- 社会経済環境の変化に対応した計画
- 障がい者のニーズの把握に努め、これを踏まえた計画

## 8 計画の策定体制

### (1) 玖珠町障がい者計画策定委員会

計画策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るために設置された関係団体の代表や有識者、一般住民等から構成される『玖珠町障がい者計画策定委員会』を中心に、ヒアリング調査の実施結果や実績調査などを踏まえて策定しています。



## 9 計画の推進体制

### (1) 本町の推進体制と計画の進行管理

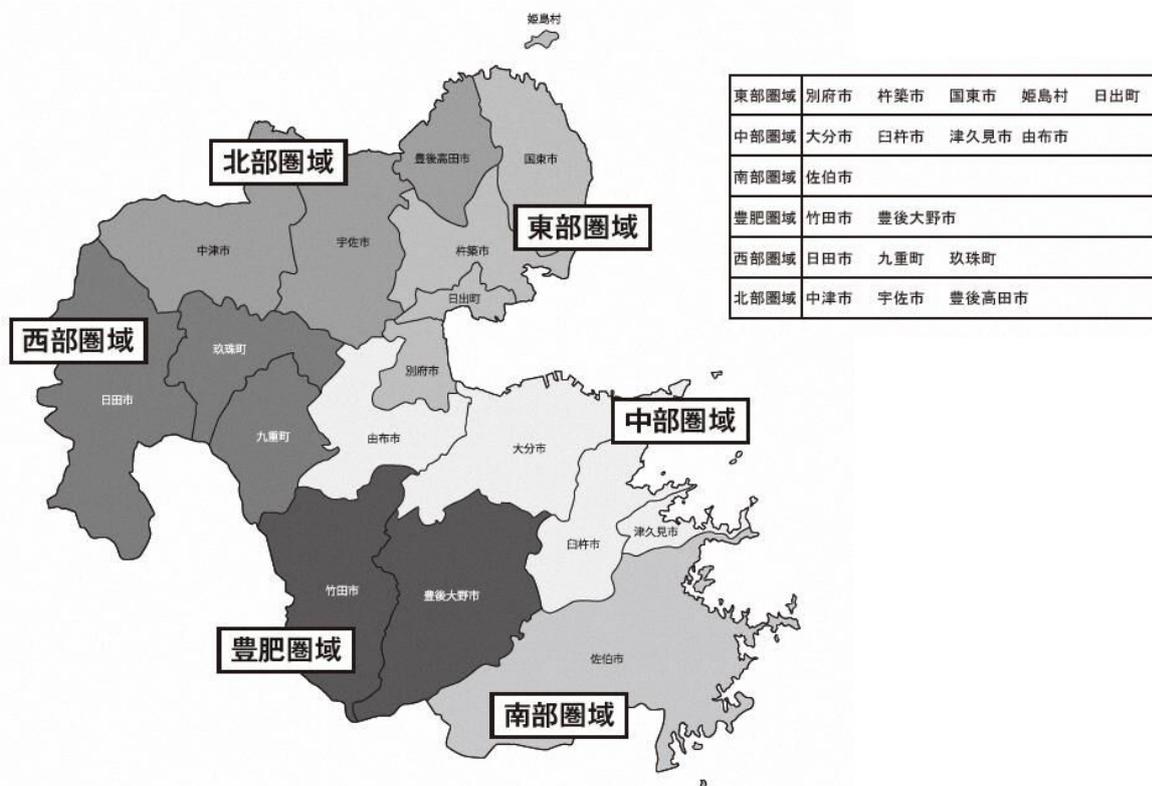
本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、国の基本指針を踏まえた「P D C Aサイクル」のプロセスに基づき、毎年その進捗状況の分析・評価を行い、その結果を自立支援協議会に報告し意見を聴くとともに、障がい者施策の動向を踏まえながら、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

### (2) 圏域での連携

大分県及び障がい福祉圏域である西部圏域内の市町とも連携を図りながら、障がい者代表、指定一般相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

その他、障がい福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスを提供していきます。



## 第2章 障がいのある人を取り巻く環境

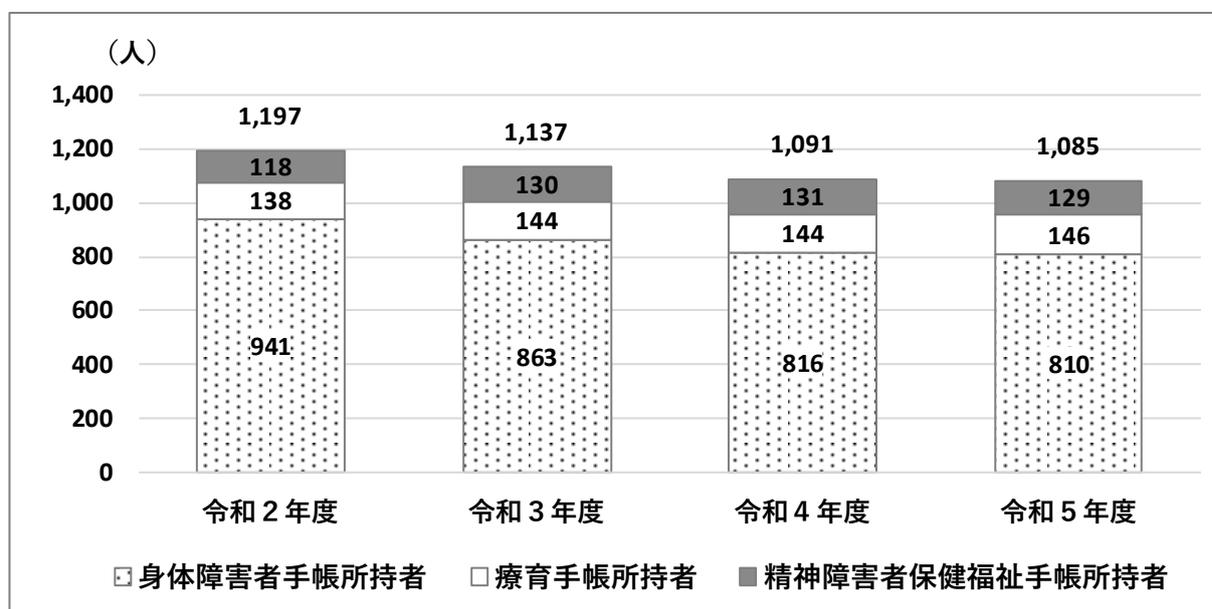
### 1 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者の全体数は、令和2年度(1,197人)から令和5年度(1,085人)までの間に112人減少しています。

障害者手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者は令和2年度以降減少傾向であるのに対し、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

そのため、令和2年度における障害者手帳の種類別の構成割合をみると、身体障害者手帳所持者が78.6%、療育手帳所持者が11.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が9.9%となっているのに対し、令和5年度では身体障害者手帳所持者が74.7%、療育手帳所持者が13.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が11.9%となっています。

【障害者手帳所持者数・種類別の推移】



※各年度3月末現在(令和5年度は見込み)

【障害者手帳所持者割合・種類別の推移】

単位：%

手帳種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者	78.6	75.9	74.8	74.7
療育手帳所持者	11.5	12.7	13.2	13.5
精神障害者保健福祉手帳所持者	9.9	11.4	12.0	11.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

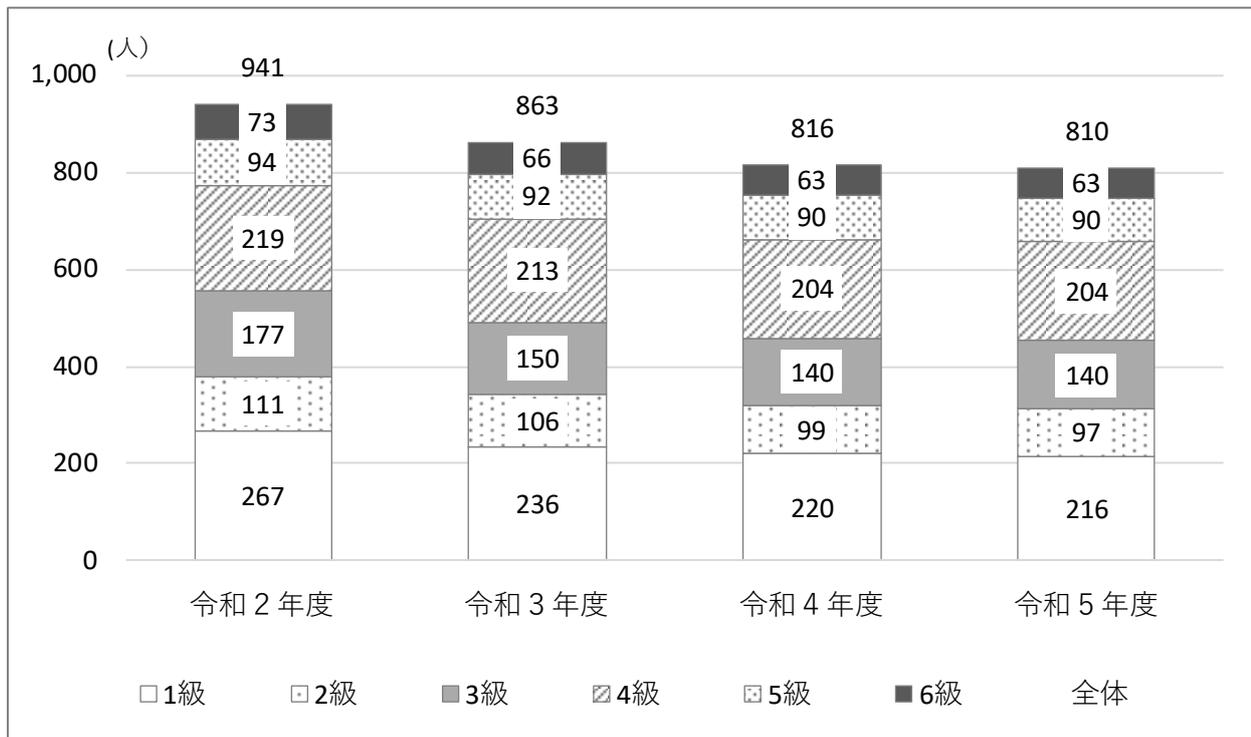
※各年度3月末現在(令和5年度は見込み)

## 2 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、令和5年度は「1級」が216人で最も多く、次いで「4級」の204人となります。

また、障がい種類別にみると、令和5年度は「肢体不自由」が479人で最も多く、次いで「内部障がい」の210人となります。

【身体障害者手帳所持者数・等級別の推移】



※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

【身体障害者手帳所持者・障がい種類別の推移】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体		941	863	816	810
視覚障がい	(18歳以上)	42	39	37	37
	(18歳未満)	0	0	0	0
聴覚・平衡	(18歳以上)	72	64	62	62
	(18歳未満)	1	0	0	0
音声・言語・そしゃく	(18歳以上)	12	11	11	11
	(18歳未満)	0	0	0	0
肢体不自由	(18歳以上)	554	509	482	479
	(18歳未満)	6	6	6	6
内部障がい	(18歳以上)	249	229	213	210
	(18歳未満)	5	5	5	5

※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

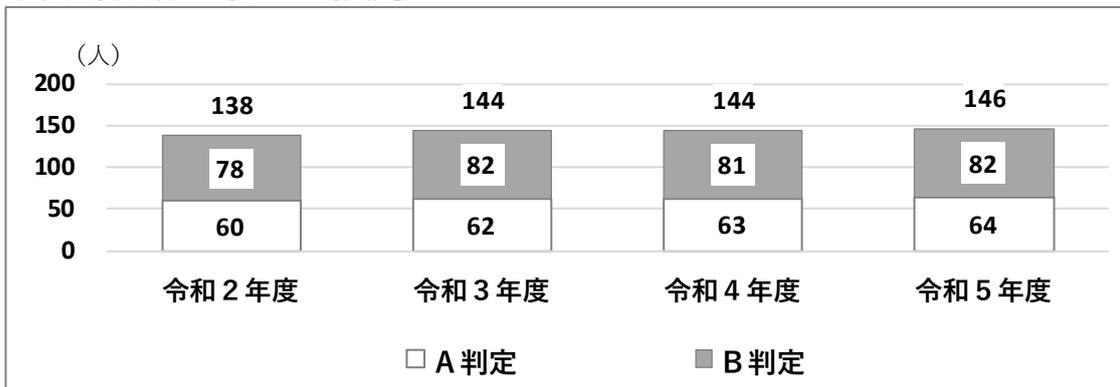
### 3 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度の138人から令和5年度には146人まで緩やかに増加しています。

等級別にみると、「B判定」は令和3年度以降ほぼ横ばいで推移し、「A判定」は年々微増しています。

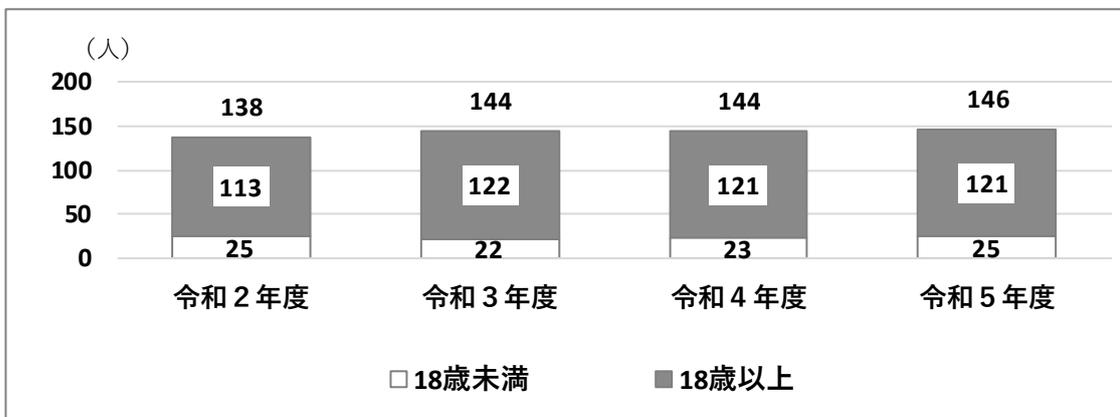
年齢別では、「18歳以上」が令和3年度以降ほぼ横ばいで推移し、「18歳未満」は令和3年度に一時減少したものの再び増加し、令和5年度では25人となります。

【療育手帳所持者数・等級別の推移】



※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

【療育手帳所持者数・年齢別の推移】



※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

【療育手帳所持者・構成割合の推移】

単位：%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体		100.0	100.0	100.0	100.0
等級別	A判定	43.5	43.1	43.8	43.8
	B判定	56.5	56.9	56.3	56.2
年齢別	18歳未満	18.1	15.3	16.0	17.1
	18歳以上	81.9	84.7	84.0	82.9

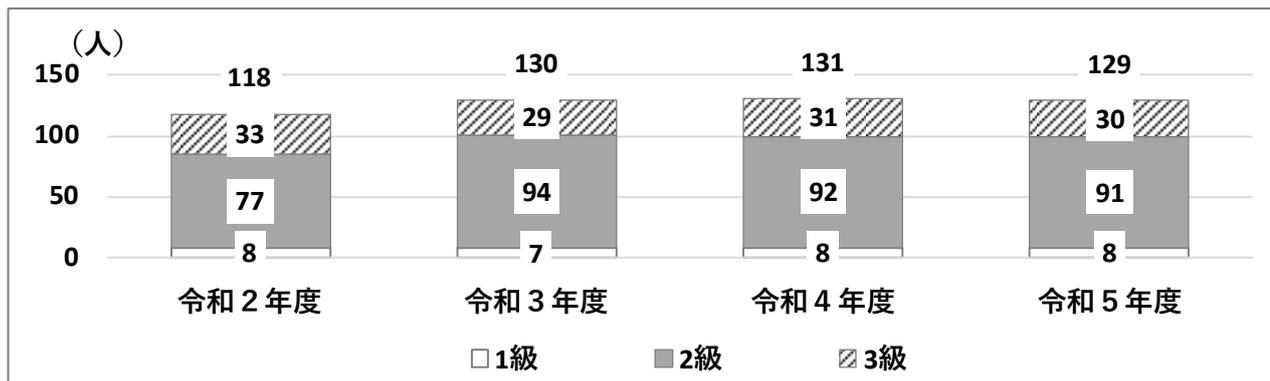
※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度の118人から令和5年度には129人へと増加しています。

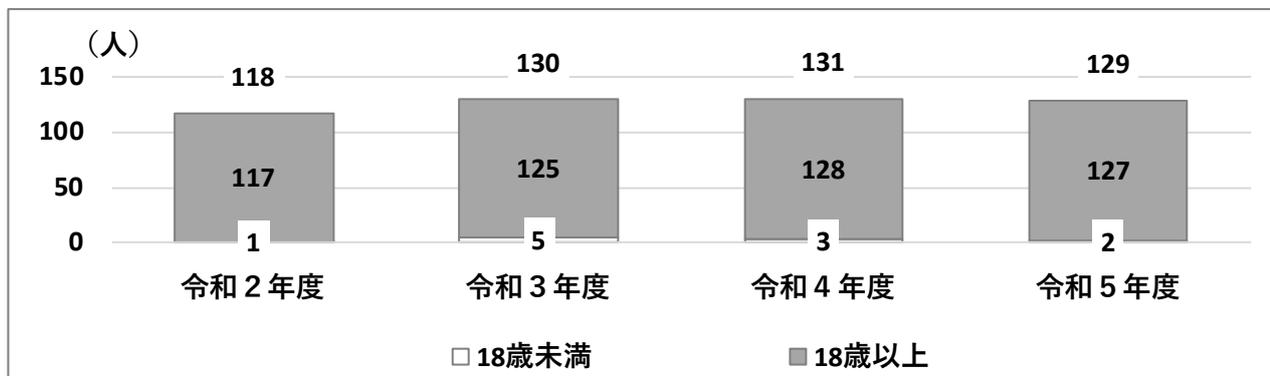
等級別にみると、令和5年度では「2級」の91人が最も多く、次いで「3級」が30人、「1級」が8人となっています。また、年齢別ではその多くが18歳以上となっており、構成割合は令和5年度で98.4%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数 等級別】



※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数 等級別】



※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

【精神障害者保健福祉手帳所持者 構成割合】

単位：%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体		100.0	100.0	100.0	100.0
等級別	1級	6.8	5.4	6.1	6.2
	2級	65.3	72.3	70.2	70.5
	3級	28.0	22.3	23.7	23.3
年齢別	18歳未満	0.8	3.8	2.3	1.6
	18歳以上	99.2	96.2	97.7	98.4

※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

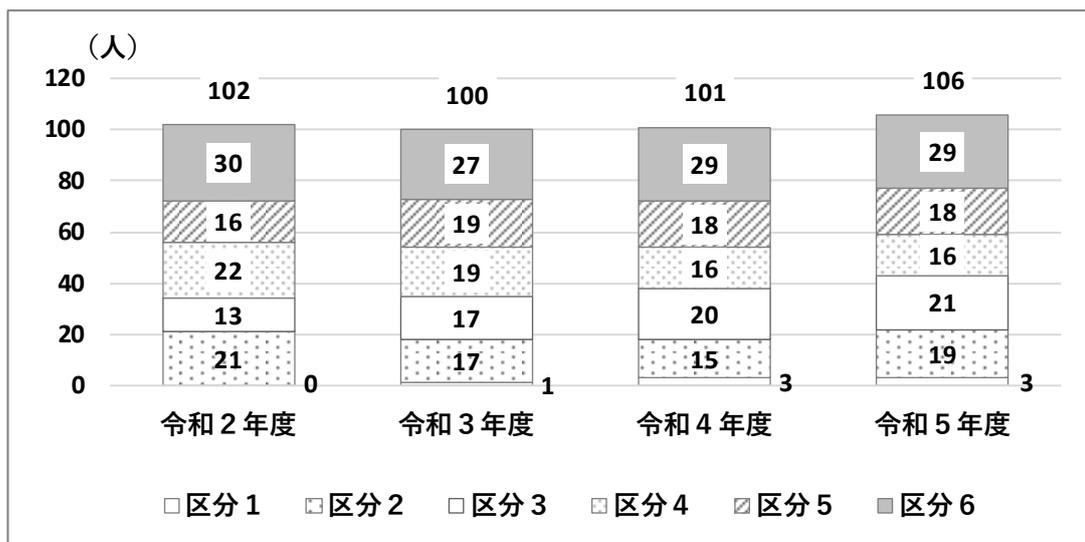
## 5 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分であり、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されました。

認定は、国で定められた認定調査の結果と医師の意見書をもとに、本町で開催する障害支援区分認定審査会で判定されます。

令和5年度は見込みとなりますが、106人となっています。

【障害支援区分認定者・区分別の推移】

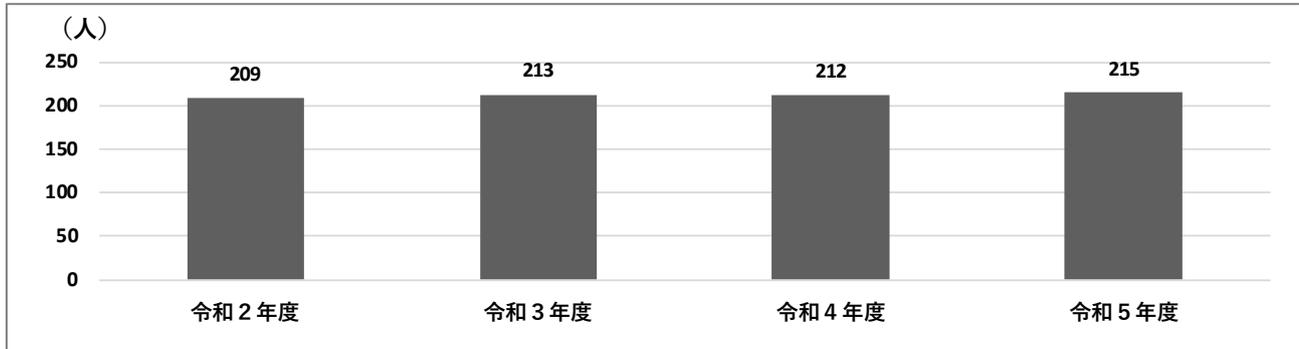


※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## 6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

精神疾患により通院している方の医療費を軽減する制度で、1年ごとに更新が必要であり、自立支援医療（精神通院医療）費の受給者数は、わずかに変動しながら増加しています。

### 【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



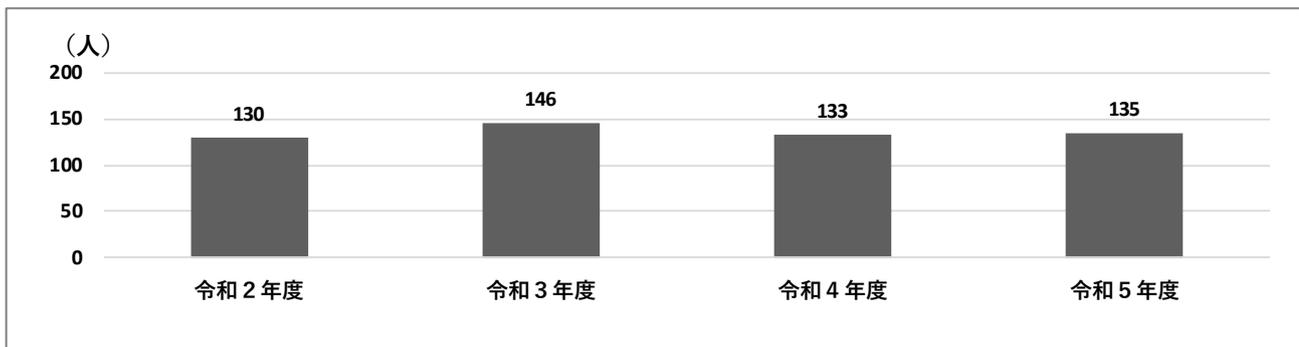
※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## 7 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

障害者基本法の障害者の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっています。また、障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しにより、令和6年4月1日から、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が369疾病に拡大しています。

本町では、令和5年度の特定医療費（指定難病）受給者証所持者は135人になる見込みとなっています。

### 【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】



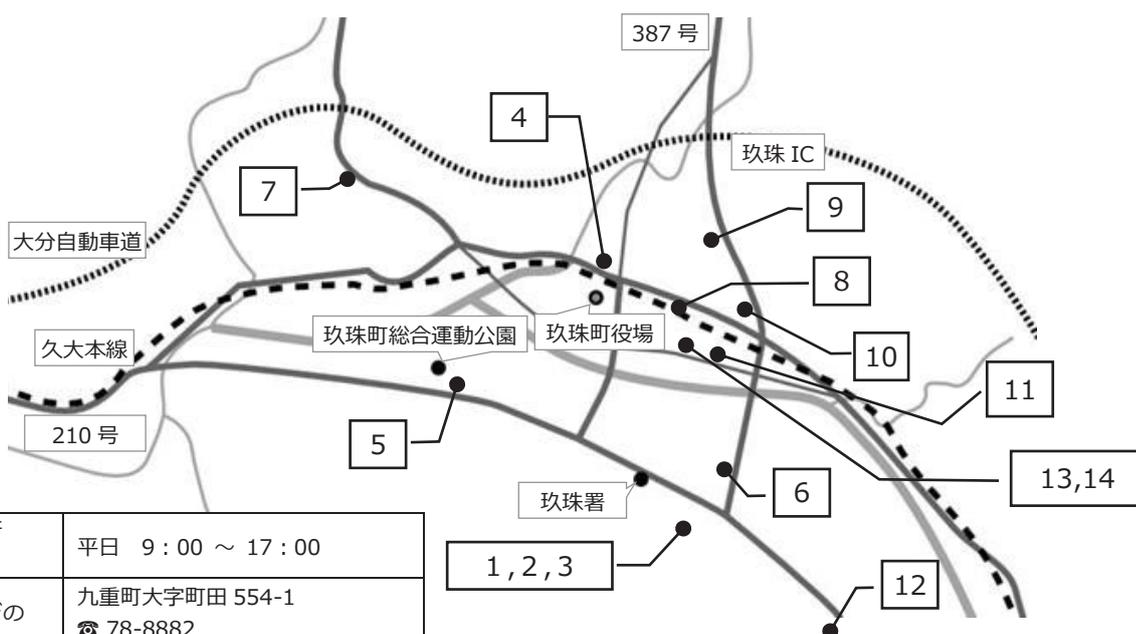
※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## 8 障がい福祉サービス提供事業所の状況

現在、本町で障がい福祉サービスを提供する事業所は以下のとおりです。

### ■事業所一覧

	法人名	名称	サービス名等	住所	主たる対象者					電話番号
					身	知	精	児	難病	
1	社会福祉法人 くらっぷ	こども発達支援センターあ〜く	児童発達支援 放課後等デイサービス等	玖珠町大字塚脇 581-1				◎		0973-72-1023
2		こども相談支援センターのあ	障害児相談支援	玖珠町大字塚脇 581-1				◎		0973-72-1023
3		ライフベース か〜む	生活介護	玖珠町大字塚脇 581-1	◎	◎				0973-72-1023
4	NPO 法人 玖珠むつみ会	玖珠むつみ会 地域活動支援センター	創作的活動や生産活動 の機会の提供や社会と の交流の促進など	玖珠町大字帆足 211-2			◎			0973-72-6306
5	社会福祉法人すぎのこ村	どり〜む・たんぼぼ	生活介護	玖珠町大字山田 87-1		◎				0973-73-6556
6		わ〜くす・たんぼぼ	就労継続支援 B 型	玖珠町大字塚脇 640-3		◎				0973-73-9110
7	NPO 法人 SAKURA 会	ほほえみ工房 玖珠	就労継続支援 B 型	玖珠町大字四日市 174-1	◎	◎	◎		◎	0973-72-6035
8	楠繁 株式会社	きりかぶ	就労継続支援 B 型	玖珠町大字帆足 233-6	◎	◎	◎		◎	0973-72-1022
9		こいのぼり	共同生活援助	玖珠町大字帆足 841-2	◎	◎	◎			0973-72-1022
10	社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会	玖珠町社会福祉協議会 ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護	玖珠町大字岩室 24-1	◎	◎	◎		◎	0973-72-9225
11	社会福祉法人 暁雲福祉会	ウィンド2 玖珠・ 森のクレヨン	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	玖珠町大字帆足 499-1		◎				0973-72-2424
12	社会福祉法人 暁雲福祉会	八風・マナス 玖珠	共同生活援助	玖珠町大字山田 3496-14		◎				0973-72-2425
13	NPO 法人放課後クラブ てくてく	指定障害児相談支援事業所 アップル	相談支援事業所	玖珠町大字帆足 256-5				◎		0973-77-2650
14		放課後等デイサービス てくてく	放課後等デイサービス	玖珠町大字帆足 256-5				◎		0973-77-2650



町外の相談事業所の連絡先	平日 9:00 ~ 17:00
◎相談事業所はぎの	九重町大字町田 554-1 ☎ 78-8882
◎ Bee すけっと	玖珠町大字塚脇字 640-3 ☎ 0973-27-6251 (日田事業所)

## 9 障がい福祉サービスの利用状況（各年度末現在）

各障がい福祉サービスの利用状況は以下のとおりです。

### （1）訪問系サービス

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	人数	9	11	12	13	13	13
	時間	131.0	109.0	216.0	136.5	100.5	85.0
	時間/人	14.6	9.9	18.0	10.5	7.7	6.5
重度訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
行動援護	人数	1	1	1	1	1	1
	時間	16.0	8.0	12.0	15.0	16.5	19.5
	時間/人	16.0	8.0	12.0	15.0	16.5	19.5
重度包括	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※各年度 3 月末現在（令和 5 年度は見込み）

### （2）日中活動系サービス

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型・医療型)	人数	3	4	3	2	2	2
	日数	30	45	36	11	26	36
	日/人	10.0	11.3	12.0	5.5	13.0	18.0
療養介護	人数	8	8	8	9	9	8
	日数	248	248	248	272	256	246
	日数	31.0	31.0	31.0	30.2	28.4	30.8
生活介護	人数	46	48	48	51	54	54
	日数	989	1,026	1,008	1,018	1,050	1,050
	日/人	21.5	21.4	21.0	20.0	19.4	19.4
自立訓練 (機能訓練)	人数	0	1	3	1	1	1
	日数	0	24	69	11	11	23
	人/日	0.0	24.0	23.0	11.0	11.0	23.0
自立訓練 (生活訓練)	人数	9	6	7	5	7	9
	日数	93	86	105	50	78	98
	人/日	10.3	14.3	15.0	10.0	11.1	10.9

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	人数	6	2	3	2	3	4
	日数				43	119	98
就労移行支援	人数	4	3	1	2	3	2
	日数	82	47	23	36	64	31
	人/日	20.5	15.7	23.0	18.0	21.3	15.5
就労継続 A 型	人数	5	8	9	9	10	12
	日数	105	160	180	162	171	228
	人/日	21.0	20.0	20.0	18.0	17.1	19.0
就労継続 B 型	人数	48	49	51	61	65	63
	日数	828	868	918	1,055	1,176	1,150
	人/日	17.3	17.7	18.0	17.3	18.1	18.3
自立生活援助	人数	0	0	0	4	2	1
	日数	0	0	0	9	5	3
	人/日	0.0	0.0	0.0	2.3	2.5	3.0

※各年度 3 月末現在 (令和 5 年度は見込み)

### (3) 居住系サービス

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 (旧グループホーム)	人数	18	20	21	26	30	31
	日数	520	600	651	742	820	852
施設入所支援	人数	42	44	44	44	45	43
	日数	1,302	1,364	1,364	1,300	1350	1,293

※各年度 3 月末現在 (令和 5 年度は見込み)

### (4) 相談支援

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人数	24	18	20	32	37	29
地域移行支援	人数	0	0	1	0	1	1
	日数	0	0	1	0	2	2
地域定着支援	人数	0	0	1	0	0	0
	日数	0	0	1	0	0	0

※各年度 3 月末現在 (令和 5 年度は見込み)

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施か所	2	2	2	3	3	3
基幹相談支援センター等強化事業	実施か所	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施件数	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
意思疎通（コミュニケーション）支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数	2	3	0	1	1	0
	延べ回数	11	4	0	2	1	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	6	2	2	4	0	0
在宅療養等支援用具	件	7	1	1	1	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	1	2	3	1	1
排泄管理支援用具	件	350	332	169	325	271	271
住宅改修費	件	0	1	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実施体制	入門課程	基礎課程	無	入門課程	基礎課程	入門課程
移動支援事業	実施か所	4	4	4	4	4	4
	実人数	8	11	10	12	11	11
	延べ時間	560	555	235	454	430	430
地域活動支援センター							
基礎的事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
	人	12	10	10	10	12	12
I 型	実施か所						
II 型	実施か所						
III 型	実施か所				1	1	1

※各年度 3 月末現在（令和 5 年度は見込み）

## (6) 地域生活支援事業（任意事業）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>【日常生活支援】</b>							
訪問入浴サービス	実人数	0	1	1	2	1	1
	延べ回数	0	59	52	121	110	156
日中一時支援事業	実人数				21	19	25
	日中型				0	1	1
	夕ゆめ型	16	8	10	21	18	26
生活サポート事業	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ時間	0	0	0	0	0	0
<b>【社会参加支援】</b>							
点字・声の広報等発行	実施状況	0	0	0	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成	助成件数	0	0	0	0	0	0

※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## (7) 障がい児支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人数	20	19	21	22	19	20
	日数	127	151	168	180	194	200
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	20	18	28	38	33	35
	日数	142	89	308	260	315	320
保育所等訪問支援	実人数	23	0	20	24	24	24
	延べ日数	23	0	20	24	24	24
医療型児童入所支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人数	26	13	15	24	19	25
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整コーディネーター	配置人数	0	0	0	0	0	0

※各年度3月末現在（令和5年度は見込み）

## 第3章 アンケート調査

### (1) アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とすることを目的として、障がい者の生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

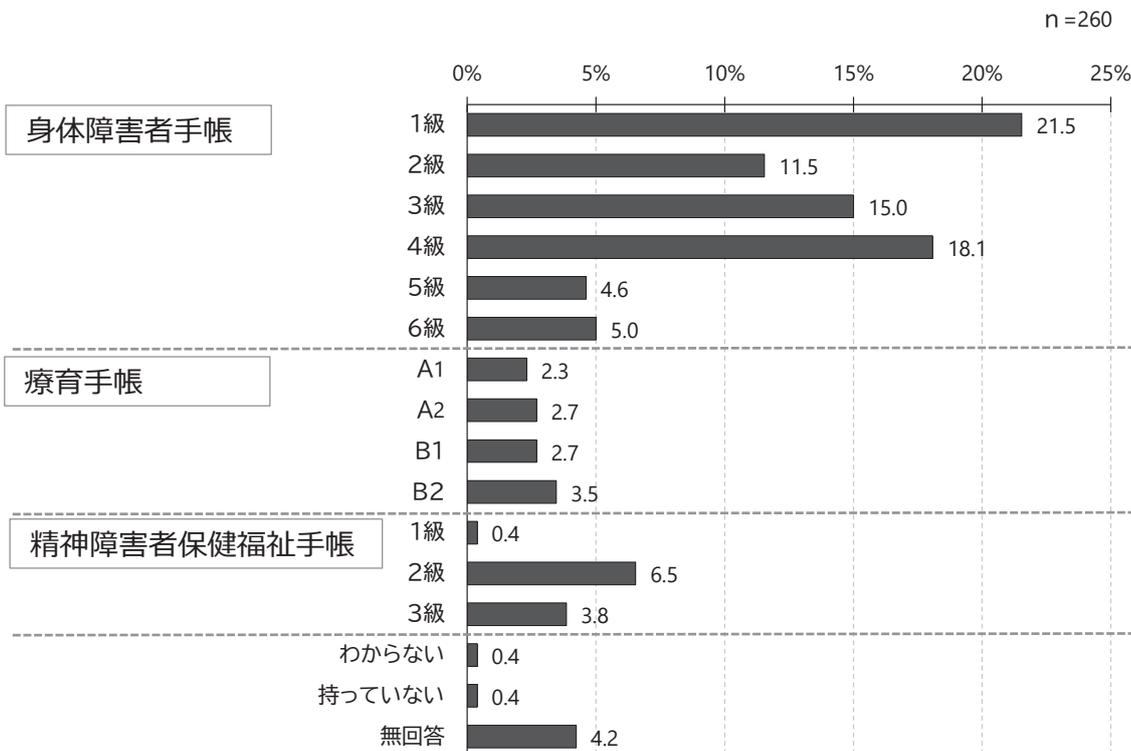
- 調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査時期：令和5年9月
- 回収状況

配布数	回収数	回収率
500 票	260 票	52.0%

### 属性

#### ★ あなたがお持ちの障害者手帳は何ですか。（複数回答）

身体障害者手帳では「1級」が 21.5%、療育手帳では「B2」が 3.5%、精神障害者保健福祉手帳では「2級」が 6.5%とそれぞれで最も多くなっています。



## 身の回りの状況についておたずねします。

- ★ あなたは次の①～⑫のようなことが自分でできますか。車いすや補聴器などの用具を使った状態でかまいません。

全体的に身の回りの項目については、「自分でできる」が高い割合となっていますが、「外出をする」、「炊事・掃除・洗濯などの家事」、「ゴミ出し」については、それらと比較して低い割合となっています。

### ▼結果一覧（n=260）

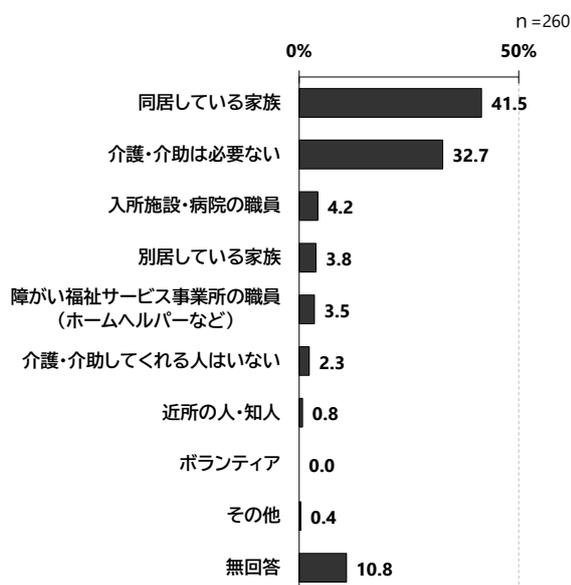
単位：%

	自分でできる	部分的に介助が必要	全面的に介助が必要	無回答
① 食事（自分で食べること）	83.5	5.4	3.1	8.1
② トイレを使用する	78.8	6.9	5.4	8.8
③ 入浴する	71.5	9.6	10.0	8.8
④ 着がえをする	75.8	10.4	5.0	8.8
⑤ 洗顔・歯みがき・髪をとかず	78.1	8.1	5.0	8.8
⑥ 家の中の移動	80.0	6.2	5.0	8.8
⑦ 外出をする	58.8	16.5	12.7	11.9
⑧ 自分の意思を伝える	73.8	11.2	5.8	9.2
⑨ お金の管理	60.8	14.2	15.4	9.6
⑩ 薬の管理	63.1	13.8	14.2	8.8
⑪ 炊事・掃除・洗濯などの家事	48.8	16.5	23.5	11.2
⑫ ゴミ出し	52.7	14.2	21.5	11.5

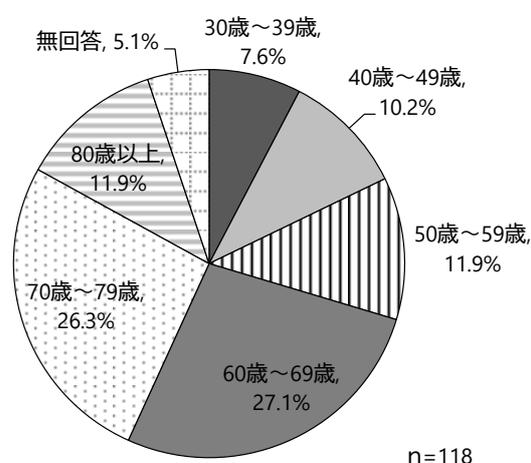
- ★ あなたを介護・介助してくれる方は主に誰ですか。

「同居している家族」が41.5%と最も多く、次いで「介護・介助は必要ない」が32.7%となっています。また、主な介護・介助者の年齢は「60歳～69歳」が最も多く、次いで「70歳～79歳」と高齢者が半数以上を占めています。

### ■ 主な介護・介助者



### ■ 主な介護・介助者の年齢

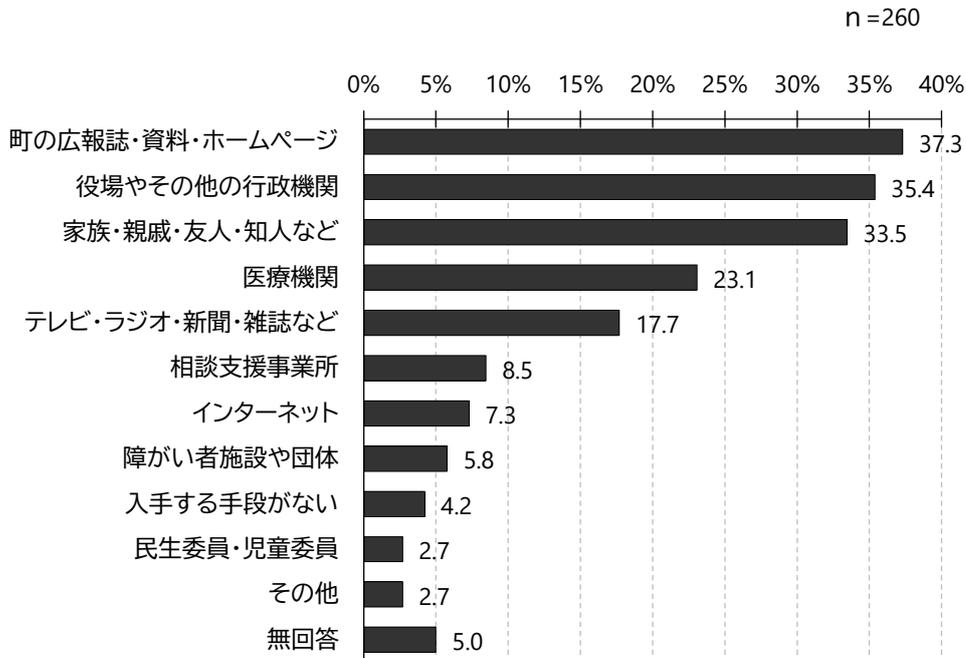


## 情報の入手や相談相手についておたずねします。

- ★ あなたは福祉サービスなどの情報を主にどこから入手していますか。  
(複数回答)

「町の広報誌・資料・ホームページ」が 37.3%と最も多く、次いで「役場やその他の行政機関」が 35.4%、「家族・親戚・友人・知人など」が 33.5%となっています。

0歳から 29 歳までは、「相談支援事業所」や「インターネット」の割合も多くなっています。



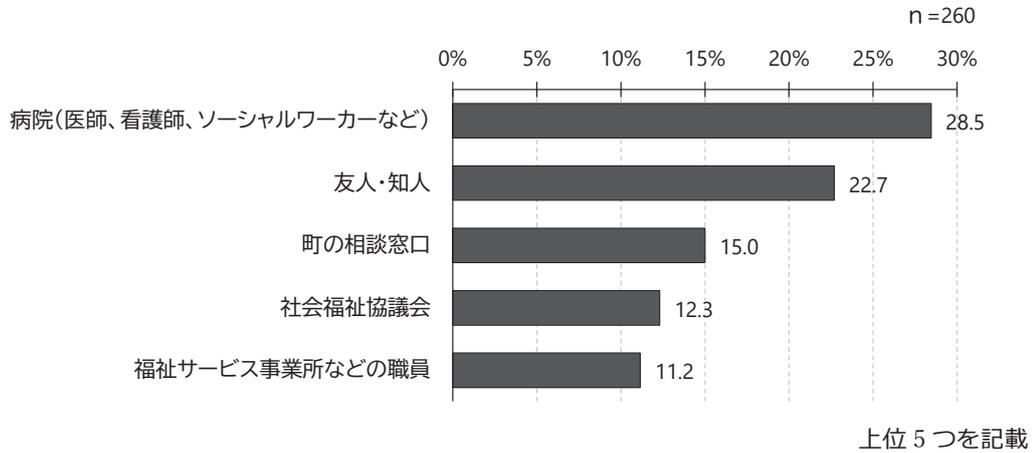
単位：%

	合計 (人)	町の広報誌・資料・ホームページ	役場やその他の行政機関	家族・親戚・友人・知人など	医療機関	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など	相談支援事業所	インターネット	障がい者施設や団体	入手する手段がない	民生委員・児童委員
全体	260	37.3	35.4	33.5	23.1	17.7	8.5	7.3	5.8	4.2	2.7
0～17 歳	16	25.0	12.5	43.8	31.3	6.3	37.5	25.0	6.3	6.3	0.0
18～29 歳	11	9.1	36.4	45.5	45.5	9.1	18.2	27.3	18.2	0.0	9.1
30～39 歳	9	11.1	22.2	33.3	22.2	0.0	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0
40～49 歳	22	18.2	27.3	18.2	13.6	9.1	4.5	13.6	9.1	13.6	0.0
50～59 歳	24	29.2	37.5	20.8	45.8	12.5	4.2	8.3	8.3	4.2	0.0
60～69 歳	28	32.1	35.7	25.0	25.0	17.9	0.0	10.7	3.6	0.0	0.0
70～79 歳	80	47.5	36.3	37.5	21.3	22.5	7.5	3.8	2.5	2.5	5.0
80 歳以上	63	47.6	44.4	39.7	12.7	23.8	6.3	0.0	4.8	4.8	3.2

その他、無回答は除く

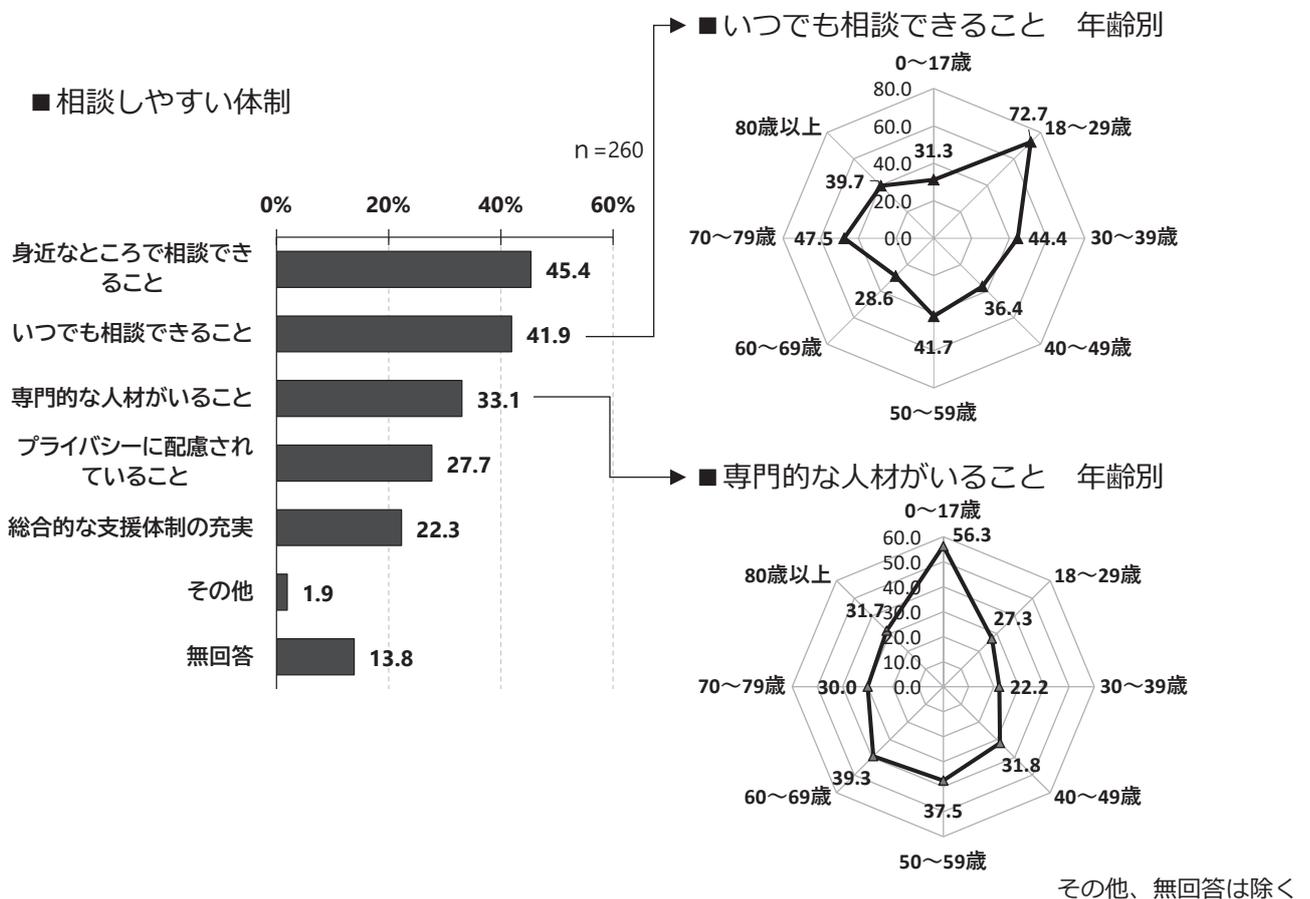
★ あなたは悩みごとや心配ごとがあるとき、家族や親せき以外では誰に相談していますか。(複数回答)

「病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)」が28.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が22.7%、「町の相談窓口」が15.0%となっています。



★ どのような相談体制があると相談しやすいと思いますか。(複数回答)

「身近なところで相談できること」が45.4%と最も多く、次いで「いつでも相談できること」が41.9%、「専門的な人材がいること」が33.1%となっています。ただし、「いつでも相談できること」と「専門的な人材がいること」の回答者を年齢別にみると大きな偏りがみられます。

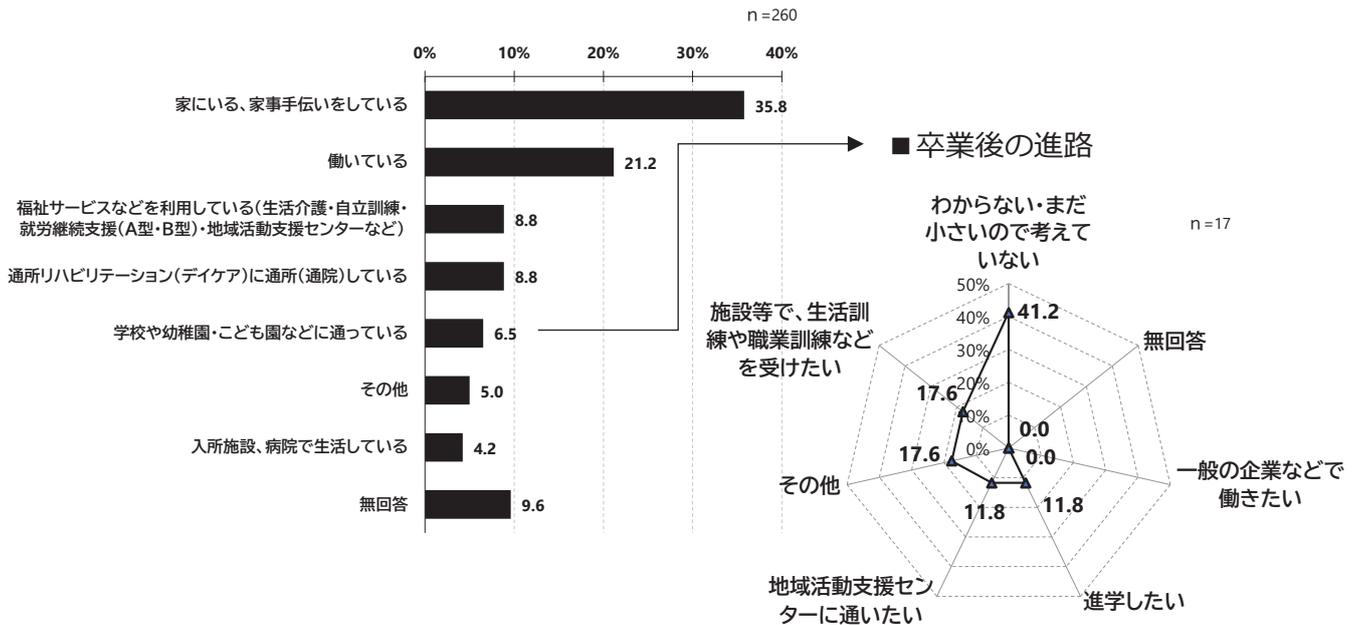


## 日中活動についておたずねします。

★ あなたは昼間の時間は主にどのように過ごしていますか。

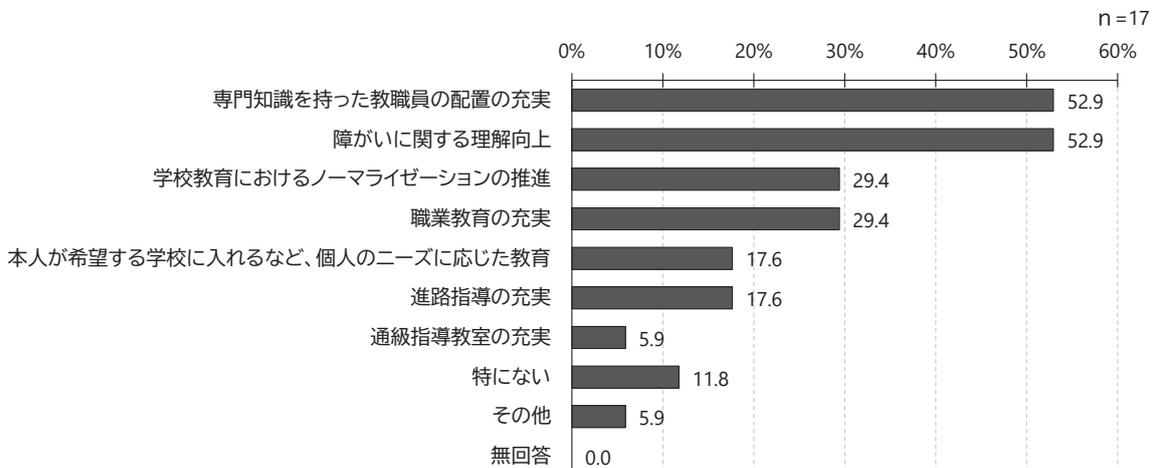
「家にいる、家事手伝いをしている」が 35.8%と最も多く、次いで「働いている」が 21.2%、「福祉サービスなどを利用している(生活介護・自立訓練・就労継続支援(A型・B型)・地域活動支援センターなど)」と「通所リハビリテーション(デイケア)に通所(通院)している」が 8.8%となっています。

また、「学校や幼稚園・こども園などに通っている」を選んだ方に卒業後の進路をたずねたところ、「わからない・まだ小さいので考えていない」(41.2%)が最も多い結果となっています。



★ 次のような保育・教育に関する要望がありますか。(複数回答)

「専門知識を持った教職員の配置の充実」と「障がいに関する理解向上」が 52.9%と多く、次いで「学校教育におけるノーマライゼーションの推進」と「職業教育の充実」が 29.4%となっています。

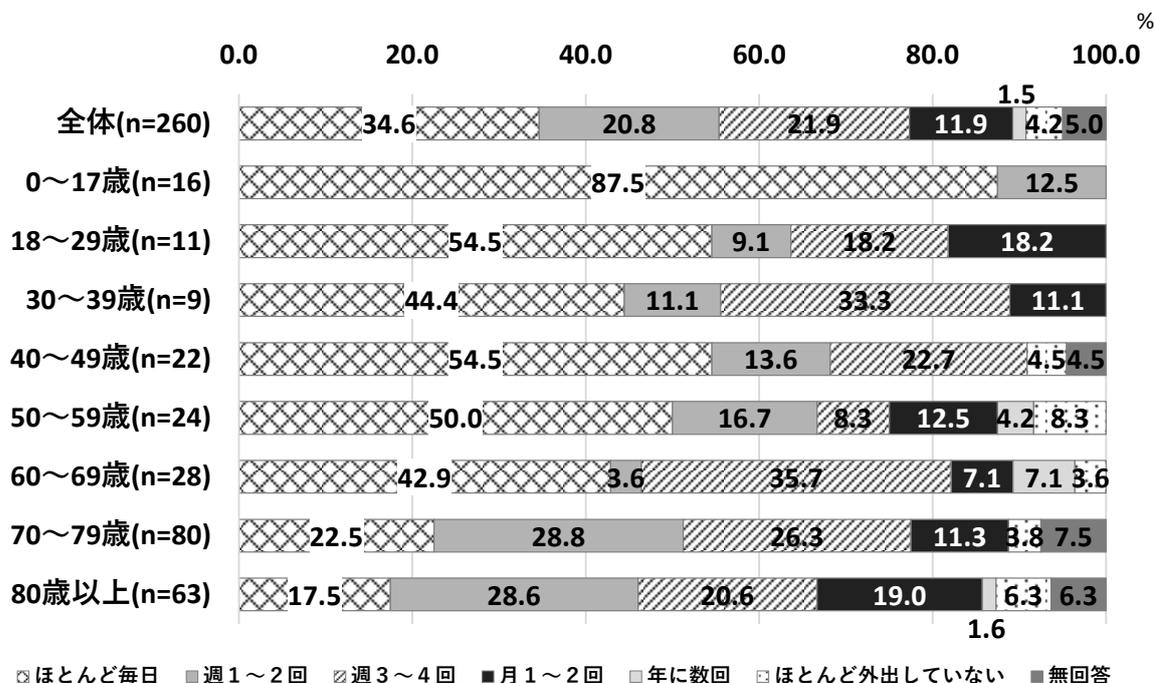


## 外出についておたずねします。

★ あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。(通勤、通学、通院などを含みます。)

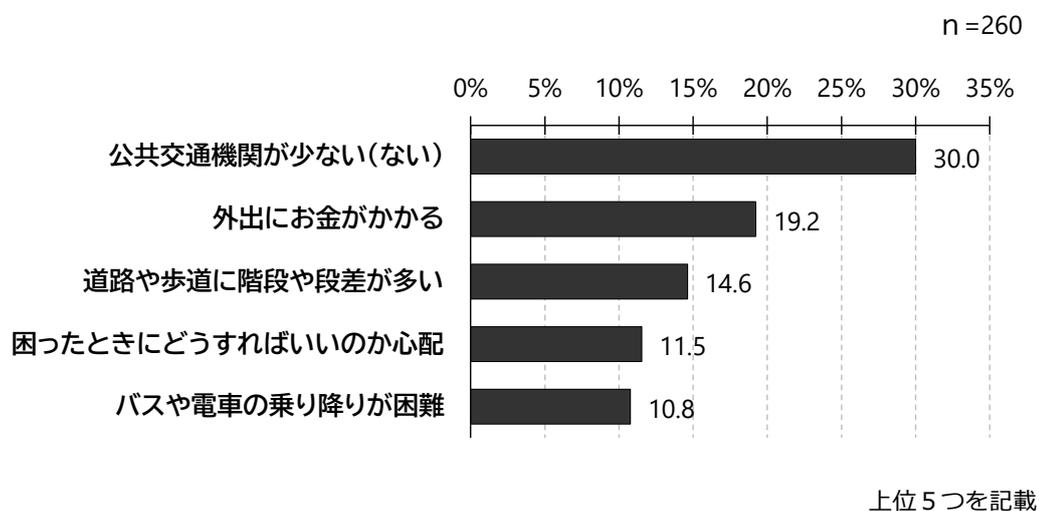
「ほとんど毎日」が 34.6%と最も多く、次いで「週3～4回」が 21.9%、「週1～2回」が 20.8%となっています。

ただし、年齢層別で見ると、「ほとんど毎日」は高齢になるほど割合が減少する傾向となっています。



★ あなたが外出するときに、困ることや心配なことは何ですか。(複数回答)

「公共交通機関が少ない(ない)」が 30.0%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」が 19.2%、「道路や歩道に階段や段差が多い」が 14.6%となっています。

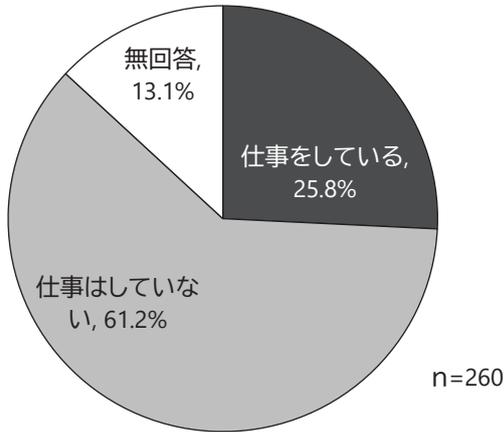


## 就労についておたずねします。

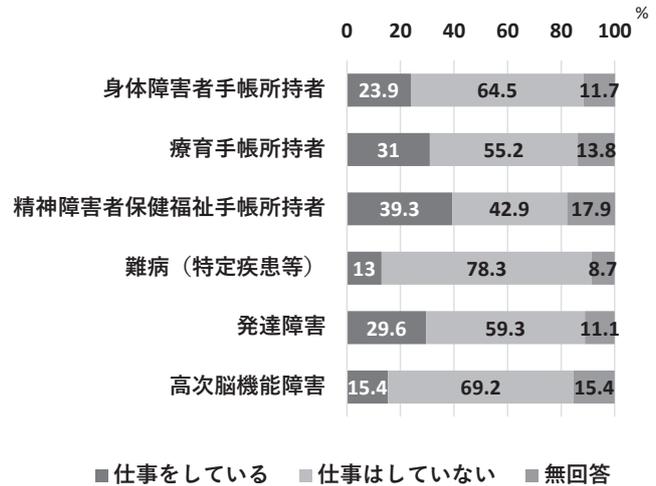
★ あなたは、現在、事業所などに勤務又は就業していますか。

「仕事はしていない」が61.2%、「仕事をしている」が25.8%となっています。

障害者手帳の種類別等でみると、身体障害者手帳所持者や難病(特定疾患等)、高次脳機能障害のある方では、「仕事はしていない」が比較的高い割合となっていることがわかります。

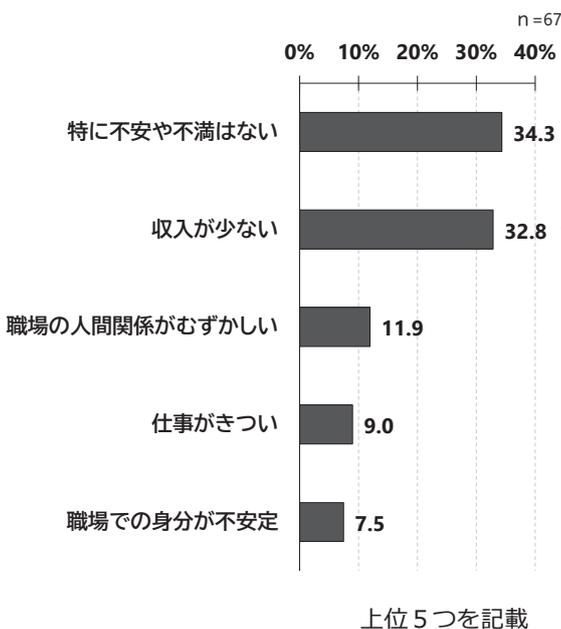


■ 障害者手帳の種類別等

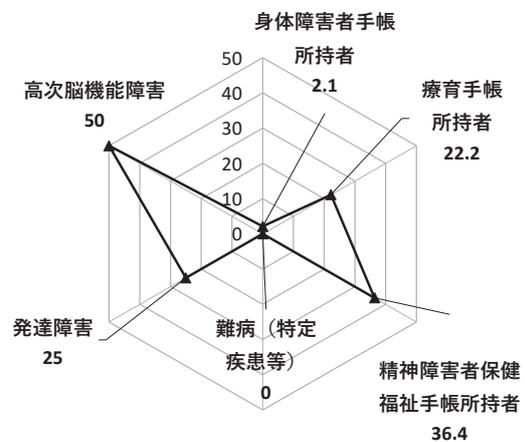


★ あなたが仕事をする上で不安や不満に感じることはありますか。(複数回答)

「特に不安や不満はない」が34.3%と最も多く、次いで「収入が少ない」が32.8%、「職場の人間関係がむずかしい」が11.9%となっています。ただし、「職場の人間関係がむずかしい」の回答者を障害者手帳の種類別にみると偏りがみられます。



■ 職場の人間関係がむずかしい  
障害者手帳の種類別等

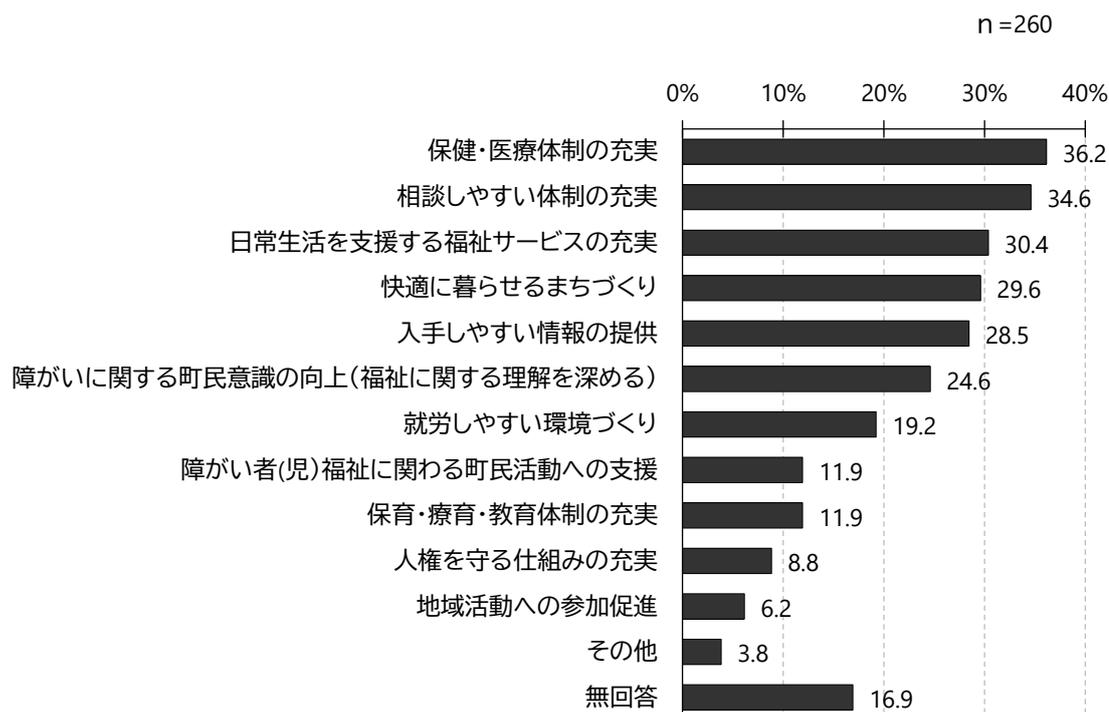


## 障がい者(児)福祉施策についておたずねします。

- ★ 今後、福祉施策を充実させるためには、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(複数回答)

「保健・医療体制の充実」が 36.2%と最も多く、次いで「相談しやすい体制の充実」が 34.6%、「日常生活を支援する福祉サービスの充実」が 30.4%となっています。

ただし、最も高い割合となる項目は、年代別で異なりますが、若い世代(0～29 歳)では「入手しやすい情報の提供」も高い割合となっています。



### ■ 年齢別

単位：%

	合計 (人)	保健・医療体制の充実	相談しやすい体制の充実	日常生活を支援する福祉サービスの充実	快適に暮らせるまちづくり	入手しやすい情報の提供
全体	260	36.2	34.6	30.4	29.6	28.5
0～17 歳	16	43.8	50.0	25.0	31.3	37.5
18～29 歳	11	27.3	18.2	45.5	27.3	36.4
30～39 歳	9	22.2	55.6	33.3	33.3	11.1
40～49 歳	22	18.2	40.9	22.7	27.3	27.3
50～59 歳	24	50.0	33.3	12.5	29.2	29.2
60～69 歳	28	42.9	46.4	32.1	39.3	25.0
70～79 歳	80	40.0	31.3	37.5	35.0	30.0
80 歳以上	63	33.3	30.2	27.0	20.6	27.0

上位5つを記載(グレーの枠は年代別に最も高い割合を示しています)

## (2) 事業所アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とすることを目的に、障がい福祉サービス等を提供する事業所の状況や今後の動向を把握するアンケート調査を実施しました。

- 調査対象：玖珠町内で障がい福祉サービスを提供する事業所及び関係団体
- 調査対象数：12件（うち2団体）
- 調査時期：令和5年9月
- 回収状況

配布数	回収数	回収率
12票	12票	100.0%

### ★ 障がい福祉サービスの提供状況

括弧内は利用者に対する割合

障がい福祉サービス名	現在の提供状況		障がい福祉サービス名	現在の提供状況	
	利用者数 (人)	玖珠町の利用者 (人)		利用者数 (人)	玖珠町の利用者 (人)
1. 居宅介護 (ホームヘルプ)	13	0	15. 療養介護	0	0
2. 重度訪問介護	0	0	16. 共同生活援助 (グループホーム)	25	9 (36.0%)
3. 同行援護	0	0	17. 施設入所支援	0	0
4. 行動援護	2	2 (100%)	18. 自立生活援助	0	0
5. 重度障害者等 包括支援	0	0	19. 計画相談支援	0	0
6. 生活介護	11	10 (90.9%)	20. 地域移行支援	0	0
7. 自立訓練 (機能訓練)	0	0	21. 地域定着支援	0	0
8. 自立訓練 (生活訓練)	14	0	22. 児童発達支援	29	21 (72.4%)
9. 自立訓練 (宿泊型自立訓練)	0	0	23. 放課後等 デイサービス	49	30 (61.2%)
10. 就労移行支援	0	0	24. 保育所等訪問支援	29	24 (82.8%)
11. 就労継続支援 (A型)	9	7 (77.8%)	25. 医療型児童 発達支援	11	6 (54.5%)
12. 就労継続支援 (B型)	70	49 (70.0%)	26. 障がい児相談支援	63	50 (79.4%)
13. 就労定着支援	0	0	27. 居宅訪問型 児童発達支援	0	0
14. 短期入所 (ショートステイ)	16	0	28. 医療的ケア児調整 コーディネーター	0	0

## 第2部 障がい者計画

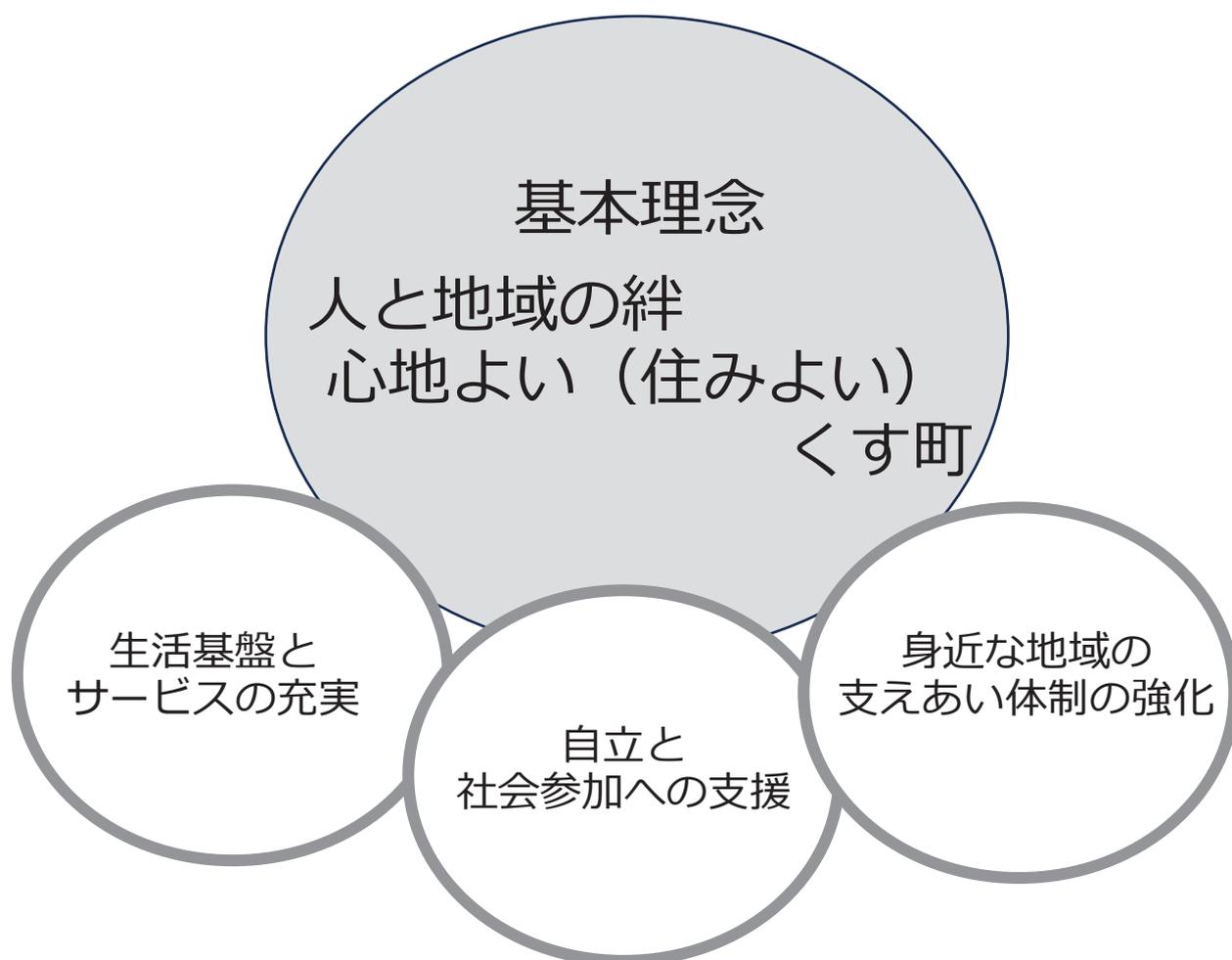
### 第1章 計画推進の理念・目標

#### 1 基本理念

すべての町民は、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす権利を持っています。

そのため、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立への努力を尊重し、地域で助け合い、支えあうことが必要です。それは誰もが住み慣れた地域でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念に等しいものであり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現にも通じます。

本町でもその理念の実現に向け、第6期計画に引き続き、基本理念である「人と地域の絆 心地よい（住みよい） くす町」を継承し、国の指針も踏まえた上で、本町の障がい福祉施策の取組を一貫した施策として展開できるよう推進していきます。



## 2 基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、本計画では、次の3つの基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

### 基本目標1 生活基盤とサービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

また、障がいや疾病の予防、重症化の防止を図る施策、障がい者でも安心して受けることができる医療体制の整備、難病患者や精神障がい者への支援等を行います。

### 基本目標2 自立と社会参加への支援

就労支援や在宅サービス、経済的支援を充実させ、障がい者の地域生活を促進し、個々人にとって自立した生活のあるまちを目指します。また、インクルーシブ教育の推進や障がい者の文化活動及び障がい者スポーツの普及を促進することにより、活動の参加を通じて、障がいへの理解と認識を深め、地域で支えあう地域共生社会の実現を目指します。

### 基本目標3 身近な地域の支えあい体制の強化

障がいのある人を特別視する「意識上の障壁」を取り除き、障がいのある人もない人も支えあいながら生きる地域社会の実現のため、「ノーマライゼーション」の考え方について普及・啓発に努めます。

また、きめ細かな情報提供や気軽に相談できる窓口などの相談支援体制の確立を図り、地域生活を支援します。

## 第2章 分野別施策の方向

### 基本目標1 生活基盤とサービスの充実

#### 1 相談支援体制の充実

障がい者の分野に限らず、すべての町民に向けた相談支援体制構築のために、重層的支援体制整備事業の取組を進め、相談事業充実を図ります。

##### (1) 庁舎における相談窓口の充実

障がいのある人が抱える様々な生活課題に対する不安の解消と解決に向けて、各分野の連携に基づいた相談体制の充実を図ります。

相談支援事業所や地域包括支援センターなど関連する機関や関係部署との情報の共有化を図るため、横断的に話し合える体制づくりとともに、重層的支援体制整備事業の実施に向け取組を進めます。

##### (2) 相談支援事業所の充実

相談支援事業所における、障がい者等の身近な相談窓口としての機能の充実を図り、より多くの人に相談支援事業所を知ってもらうため、相談支援事業所の周知を図ります。

また、夜間、緊急時にも対応可能な24時間の連絡体制の整備を検討します。

なお、メルサンホールで行っていた在宅障がい者相談会は新型コロナウイルス感染症の影響を含めて、電話による常時相談対応としました。

##### (3) 在宅福祉サービスの充実

###### ① 居宅介護サービスの充実

事業の拡大や24時間介護サービスの実施等は達成できていませんが、地域の実情に応じた居宅介護サービスの提供をしています。

地域移行・地域定着支援を一層推進する観点からも、町内事業所への事業拡大の検討を働きかけていきます。

また、介護保険制度と連携し、在宅福祉事業者との調整を図りながら、早朝・夜間、土日・祝日の対応や24時間介護サービスの実施等、事業の充実を検討します。

###### ② 生活サポート事業の実施

制度の周知と対象者の把握に努め、必要に応じて事業の案内を行います。

障害支援区分認定を取得できなかった人に対しても、制度の案内ができる体制が整っています。

### ③グループホーム整備の支援

グループホームの新規整備の相談があった場合は、情報提供できる体制を整えています。地域移行・地域定着支援を一層推進するため、今後とも、整備計画のある事業所から相談等があった場合は、利用希望者の情報提供などの支援を行います。

#### (4) 障がい児支援の充実

---

障がい等により支援が必要な子どもの支援を行い、身近な地域で安心して生活できるようサービスの充実を図ります。

また、家庭への支援策の一つとしてペアレント・プログラムの充実を図ります。

#### (5) 重層的支援体制の整備

---

近年においては様々な問題が顕在化し、その内容についても様々な問題が複雑に絡み合い、複数の分野にまたがった課題が増えてきました。

本町においてもこれは同様であり、実際に地域包括支援センター等における相談件数は増加し、課題や困りごとが多様化・複雑化しているのが現状です。

本町では、これまで高齢者分野で取り組まれてきた地域包括ケアシステムの運用を中心に、その取組を普遍化し、分野の垣根を超え、様々な課題や困りごとに対応できる包括的な支援体制づくりを進めています。

## 2 保健・医療

---

#### (1) 早期発見・早期療育

---

##### ① 乳幼児健康診査及び健康相談の充実・問題の早期発見

乳幼児について、心身の発育・発達に応じた健康診査及び健康相談や保健指導の充実に努め、問題の早期発見・早期療育に努めます。就学前の年中児<sup>※</sup>健康診断の充実を図り、幼児期における身体及び精神の発達課題への対応が可能となるよう、体制の整備に努めます。

また、早期療育につながるよう、こども園、幼稚園、学校、教育委員会等と療育研修会を開催し、連携の強化に努めます。

※年中児とは、4歳～5歳の子どもです。

##### ② 早期療育が必要な家庭への支援

問題の発見、もしくは障がいの可能性がある段階において、早期に、家庭への支援として保健師の家庭訪問等を中心に行います。早期に医療機関・相談機関との連絡調整を図り、円滑な支援体制を構築していきます。

身体及び精神的発達を早期に把握し、発達課題へ対応できるよう健康診査における問診項目の見直しと関係機関との連携を密にし、家庭への支援体制を構築するよう努めます。

## (2) 保健・医療サービス

---

### ① 自立支援医療費（更生医療費・育成医療費）の給付

対象となる疾病者及び指定医療機関は限られるため、周知の方法については検討するとともに、指定医療機関と連携を密にし、円滑な支給決定を行います。

対象者が制度を知る機会、医療機関からの制度案内が必須となっているため、医療機関からの情報提供に頼る部分は大きいですが、連絡調整は円滑に行っています。

今後もホームページ等で制度の周知を行い、医療機関との連携に努めます。

### ② 介護保険制度との連携強化

障がいの特性に対応した、適切な障がい福祉サービスを一体的に提供できるよう、介護保険制度に基づく相談・支援機関との連携を図り、障がい福祉サービスの適正な提供に努めます。

ケアマネジャーや居宅介護事業所等から相談があった場合は、個別ケースに合わせて支援内容を調整しており、介護保険制度と障がい福祉サービスを併用している利用者もいます。

### ③ 地域リハビリテーションの充実

障がい福祉に関するリハビリテーション事業所は近隣にはなく、別府市にある施設に頼っているのが現状です。

障がいのある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを、利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実に努めます。

## (3) 精神保健と難病疾患対策の推進

---

### ① 精神保健福祉支援の情報提供及び体制の充実

在宅障がい者の支援について、自立支援医療費（精神通院医療）等の情報を活用しながら、町報等によって適切な情報提供を行っています。

町内に精神科や心療内科の専門医が不在であることが課題としてあるため、今後は玖珠郡医師会への協議、要望を検討し、適切なサービスや医療が受けられるよう関係機関と連携を取り、精神保健福祉に対する情報の提供や体制の充実に努めます。

### ② 障がい者の社会復帰の推進

国の基本指針に「福祉施設から地域生活への移行促進」、「精神科病院から地域生活への移行促進」が掲げられていることから、精神科病院へ入院している方に対して、地域相談支援のサービスを提供し、地域移行への支援を行っています。

今後、地域で暮らす障がい者への支援のために、相談支援事業所を中心としたサポート体制の確立に努めます。

### ③ 難病患者への支援の充実

難病担当部署の大分県西部保健所と連携し、個別ケースに応じて対応を取っています。  
今後も関係機関と連携し、難病患者のニーズに応じた適正な福祉サービスの提供に努めます。

## 3 生活環境

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### ① 公共施設等のバリアフリー化等の促進

公共施設については、関係課や関係機関と連携し、バリアフリー化を推進します。計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討するために、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を行うことで、利用しやすい施設となるよう整備の促進を図ります。

なお、令和4年には玖珠町役場駐車場に「大分あったか・はーと駐車場」を整備しました。

※「大分あったか・はーと駐車場」

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などで駐車場利用に配慮が必要な方が、公共施設や店舗などの入口付近の車いすマーク駐車場や協力区画を適正にご利用いただくため、県が共通の利用証を交付する制度

#### ② 民間施設のバリアフリー化等の啓発

障がいのある人の外出を支援するため、スーパーや駅等の民間施設について働きかけを行い、バリアフリー化等の啓発を行います。

### (2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進

#### ① 福祉向け町営住宅への入居

障がいのある人がよりよい環境で安定した生活が送れるよう、町営住宅にシルバーハウジング優先枠を設け、空きが発生した際に町営住宅担当と協議の上、優先度の高い入居者の選定を行う等、福祉向け町営住宅（シルバーハウジング）に優先して入居できる仕組みづくりに取り組んでいます。

今後も町営住宅の建て替え時には、より障がいのある人にやさしい設計への配慮を行います。

#### ② 住宅改修（住宅リフォーム）の促進

重度の身体・知的障がい者に対し、居室・浴室・トイレ等を使用しやすくするため、相談体制を整え、必要な設備の取り付けにかかる費用の一部を補助します。

### (3) 移動交通手段の充実

---

#### ① 移動支援事業の実施

屋外での移動に困難がある障がい者等について、移動支援事業を提供し、地域での自立生活及び社会参加を促します。

#### ② 精神障がい者に対する通院助成の実施

精神障がい者に対する医療機関までの交通費の通院助成を実施します。

#### ③ 「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度の定着・推進

「大分あったか・はーと駐車場」利用証制度の推進を図るため町報等により制度の周知を行っています。

新規の障害者手帳取得者だけでなく、既存の障害者手帳所持者へも制度の周知及び適切な案内を行い、制度の定着・推進を図ります。

## 基本目標2 自立と社会参加への支援

### 1 教育、スポーツ・文化活動等の振興

#### (1) 就学前教育・保育・療育

##### ① 特別支援教育・保育

障がいのある児童等の個々の特性と保護者ニーズの把握に努め、幼稚園・こども園・保育園における特別支援教育・保育の充実を図り、発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもと、個に応じた適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を作成して効果的な支援を行います。

また、子どもの実態、保護者のニーズに応じた環境整備を幼稚園・こども園・保育園に働きかけていくとともに、今後も子どもの実態を的確に把握し、実態に応じた適切な早期体制支援につなげていきます。

##### ② 特別支援連携チームの開催設置

児童発達支援センターとこども園・幼稚園・保育園を併用する障がい児がいるため、特別支援連携チーム会議を開催し、包括的な支援を進めます。

「くすまち支援ファイル」を活用することで、子どもの育ちを保障し、見守り、引き継いでいけるよう啓発の推進に努め、活用状況を把握し、必要に応じて見直しを行っていきます。

今後も障がいのある子どもに対する情報を共有し、関係機関と連携してよりよい就学前教育・保育、就学指導等の長期的な教育支援体制の充実を図ります。

##### ③ 交流の推進

こども園・幼稚園・保育園は最初の団体活動を体験する場であり、ともに時間を過ごすことで、障がいについての正しい理解と思いやりのある心を育成するとともに、障がいのある子どもの発達を促すための交流保育を推進します。

##### ④ こども園等職員・幼稚園職員の障がい児研修の支援

幼児教育施設職員合同で、特別な配慮を必要とする子どもの理解と支援方法等について、専門的知識や技能を深めるための研修を行い、その教育に対する指導力の向上と研修体制の充実に努めます。

#### (2) インクルーシブ教育の推進

##### ① 教育相談の充実

就学に向けた支援や配慮が必要と考えられる幼児又は保護者に対して、教育委員会及び保健師等が十分な情報提供に努めるとともに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより、必要に応じて関係機関につなげるなどのその後の円滑な支援に努めます。

## ② 玖珠町就学支援委員会の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、玖珠町就学支援委員会を充実し、関係機関と情報共有を行い、教育のセーフティネットに配慮した特別支援教育の推進に努めます。専門家の意見をもとに適切な就学支援につなげています。

## ③ 特別支援学級等の設置（大分県教育委員会へ要請）

地域の小中学校における特別支援教育充実のため、特別支援学級の設置や特別加配、児童生徒支援加配教員の配置を大分県教育委員会に要請します。特別支援教育支援員の研修の機会を増やし、学校における特別支援教育の充実に努めます。

特別支援学級の設置については、希望する児童生徒のニーズに対応できる体制が整っています。特別支援教育支援員の研修では、支援の在り方についての共通理解を図っています。

## ④ 通常の学級における特別支援教育の充実

特別支援学校のセンター的機能など外部専門家を積極的に活用するとともに、学習のユニバーサルデザイン化や障がいの特性に応じた指導方法の検討など、通常の学級における指導方法の工夫改善に努めます。

専門家チームの巡回相談や相談会の活用など、外部専門家の力を活用し指導法の工夫改善に努めています。

## ⑤ 教育施設の改善

地域で就学が可能な障がい児の就学が阻害されることのないように、教育施設面での改善に努めます。

## ⑥ 交流教育・福祉体験学習の推進

障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、今後とも障がい児施設や日田支援学校と町内の小・中学校、特別支援学級と校内の他学級との交流及び共同学習を推進します。

## ⑦ 障がい児長期休暇サポート事業の充実

夏季休暇に安定的な環境下で事業を実施しており、障がい児事業全般が円滑に実施できるよう、施設整備や体制及び内容の充実について検討します。

今後は、現在利用していない障がいのある子どもと保護者への周知や理解促進に努めます。

### (3) スポーツ・文化活動等の振興

---

#### ① スポーツ活動の推進

大分県が行う障がい者スポーツ大会への参加など、スポーツを通じた障がい者の健康増進や相互の交流を深めるため、スポーツ大会への参加などを支援し、社会参加の促進と健康の増進を図ります。

#### ② 文化・芸術活動の支援

大分県による文化芸術関連のイベント情報について、町内事業所や広報誌で周知しています。

文化・芸術活動の振興に向けて、町が行うイベントでの連携も模索しながら、県が主催する「発表の場」の情報提供や参加及び出展サポートを行うことで、文化芸術を体験できる機会を提供します。

## 2 雇用・就業、経済的自立の支援

### (1) 障がい者雇用の促進

#### ① 公共職業安定所との連携、事業所等への働きかけ

就労意欲を持ちながらも就職できない障がいのある人に対して、日田公共職業安定所、障がい者相談員や障がい者団体等との連携を図り、障がいのある人の一般就労を促進するため、町内事業所等への雇用の働きかけを積極的に行います。

今後公共職業安定所には、障がい者雇用に関する専門の職員・相談員が配置されていることから、連携を密に図っていきます。

#### ② 町関連業務における就労機会の拡大検討

庁舎内ネットワークで周知し、町関連業務と事業所とのマッチングを行い、新規事業のあつ旋により結びつけています。

今後は関係部署と連携し、行政関連業務の委託による障がい者雇用の促進、方策について検討します。

#### ③ 障がい者雇用促進と事業者への啓発

障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所とも連携を強化し、特別支援学校高等部卒業生の就職については、進路支援会議やケース会議を行い、生徒や保護者の希望に沿った進路に進めるようサポートを行っています。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、障がい者雇用の積極的な取組に向けて事業所等への啓発を行い、障がいのある人の自立と雇用を促進します。

### (2) 福祉的就労対策の充実

#### ① 地域活動支援センターへの支援

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会の提供に努め、生産活動について仕事のあつ旋を行っています。地域で生活する障がいのある人の日常生活の支援や日常的な相談への対応、地域住民と障がいのある人が交流する事業などへの支援に努めます。

また、定期的な広報や相談時の情報提供など、障がいのある人が交流する場所としての事業を支援していきます。(※玖珠むつみ会は、本町・九重町両町で委託しています。)

#### ② 工賃向上に向けた就労支援施設等製品等の生産販売などへの支援

就労支援施設等の生産製品や作業について、町報やホームページへの掲載、民生委員への周辺研修について支援を行い、事業所等で就労する利用者の工賃水準の向上への取組を支援します。

### ③ 福祉的就労施設の充実

関係部署や企業の情報収集に努め、事業所の規模拡大に関する相談、補助制度などの助言等を支援します。

### (3) 経済的自立の支援

経済的な安定は社会生活を営む上で重要であり、障がいのある人やその家族に対する各種手当、年金制度等を継続して実施するとともに、利用可能な手当等に関して情報提供に努め、その利用の促進を図ります。

#### ★各種福祉手当等の支給と周知

事業	概要
日常生活用具の給付	障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るため、それぞれの障がいに合わせた日常生活用具給付を支援します。
補装具費支給	身体障がい者等に対して、日常生活の便宜を図るため、それぞれの障がいに合わせた補装具の購入や修理にかかる費用を支援します。
身体障がい者自動車改造費及び福祉車両の補助	身体障がい者が、自ら運転できるように自動車の改造費用の一部を補助します。福祉車両に対する補助については検討しつつ、他制度による助成の調査研究をします。
身体障がい者自動車運転免許取得に要する経費の助成	身体障がい者の運転免許の取得にかかる費用の一部を補助し、町報を活用した周知を行います。
障がい者有料道路通行料金割引の証明	自ら運転する身体障がい者及び重度の障がい者を同乗した介護者に対し、有料道路を通行する際、割引料金で利用できる証明をします。
N H K放送受信料の減免	N H Kの免除基準に該当する場合、免除の証明を行っています。
県事業等を活用した支援	県事業である重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療費(精神通院医療)、障がい児福祉手当支給や特別障がい者手当支給などを積極的に活用して、一定条件を満たす障がいのある人に対して、障がいにより生じる特別な負担を軽減します。
精神障がい者への通院助成	対象者に通知を行い、デイケアや外出を促進し、将来の地域復帰への促進を図るために必要な支援を実施します。

## 基本目標3 身近な地域の支えあい体制の強化

### 1 情報収集・提供の充実

#### (1) 情報アクセシビリティの向上

情報アクセシビリティとは、パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさのことで、ハードウェア・ソフトウェアの使用やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がいのある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることをいいます。

障がいのある人が必要なときに必要な情報を手に入れることができるよう、町報やホームページをはじめ、電子メールやスマートフォンなど、多様な方法・媒体で情報提供の充実に努め、情報アクセシビリティの向上を図ります。

ホームページにおいては、情報アクセシビリティチェックを行い、障がいのある人が理解しやすい情報制作に務めます。

#### (2) コミュニケーション支援の充実

聴覚、言語機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者や専門員の派遣を行っています。

令和5年3月に玖珠町手話言語条例を制定し、手話の定着に向けた取組を検討します。

視覚障がい者に対しては、点訳・音訳による日常生活情報の提供を行います。

また、意思疎通のための絵・写真カード・ICT機器の活用について検討します。

### 2 安全・安心

#### (1) 災害・緊急時の避難誘導対策の充実

令和4年度に避難行動要支援者管理システムを整備し、本町や関係機関等が行う避難行動要支援者への対応マニュアルに基づき、災害・緊急時における適切な対応を行います。

災害時の障がい者支援について、まずは、町内の危険箇所指定されている地域の中で把握検討し、支援マニュアルを整備します。自閉症児や自閉症者なども避難所で過ごせるよう、対応できる環境についても担当部署と検討を行っていきます。

#### (2) 緊急通報システムの充実

本町におけるITを活用した緊急通報システムの検討を担当班と行います。急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応等の必要な措置を取ることができるようにします。

### ① 緊急医療情報キットの配布

常時服薬している障がい者も多いため、災害時などの医療情報は重要であることから、今後も対象者拡大について、十分な検討を行う必要があります。令和元年度に新たに製作したキットを、民生委員を介して配布しました。希望者には新規配布を行っています。

## (3) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

---

### ① 犯罪被害の防止と早期発見

警察と障がい者団体、福祉施設や行政等との連携により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。

障がいのある人の虐待対応については、警察や関係機関との連携により、日常的に対応を行っています。

### ② 消費者トラブルに関する情報提供

消費者トラブルに関する情報を収集し、玖珠町消費生活相談窓口から発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

## (4) ヘルプカード・ヘルプマークの推進

---

ヘルプカード及びヘルプマークのさらなる普及推進のため、ホームページや町報で周知し、配布を行っています。

今後も町報やホームページを活用するなどして、すべての住民へのさらなる情報提供や普及、理解促進の向上に努めます。

## (5) アルコール・薬物・ギャンブル等依存症対策

---

町内には専門的な機関はありませんが、依存症に関する横断的な体制の構築とともに、理解促進等に関する事項の検討を進めます。

アルコール、ギャンブル依存症の方が生活困窮に陥る場合が多いため、引き続き相談機関連携による対応が必要です。

## 3 差別の解消及び権利擁護の推進

### (1) 障がい者を理由とする差別解消の推進

#### ① 障がい者虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年に施行され、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが定められています。

本町においても、虐待防止についての啓発を図った上で、きめ細かな相談事業を推進し、障がい当事者と養護者の保護に努める必要があります。国が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き(自治体向けマニュアル)」などを参考にして、県や関係機関との連携などを確認し、通報があった際の対応が迅速にできるように取り組みます。

#### ② 理解・啓発事業

法の主旨・目的などに関する周知・啓発について、民生委員協議会等の各団体や町民に向けた啓発活動を行います。

### (2) 権利擁護の推進

#### ① 成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業の情報提供と利用促進

成年後見制度が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、障がいのある人が地域において自立した生活が送れるよう、情報提供と利用を支援します。

令和5年には、「第4次玖珠町地域福祉計画」と一体的に「玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、社会福祉協議会へ権利擁護支援センターを委託し、制度の利用促進に取り組んでいます。

日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が窓口となるため、連携して利用を支援します。町報等を活用して、制度についての周知を図ります。

## 4 行政サービス等における配慮

「障害者差別解消法」の施行により、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による「障がい者を理由とする差別」が禁止されました。加えて、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが義務付けられました。

本町では、「障害者差別解消法」に基づき、職員を対象に不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方についての研修を実施し、職員一人ひとりが障がいに対する理解を深め、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう努めています。

今後も「玖珠町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく研修・啓発を実施し、差別に対する意識向上に努めます。

## 第3部 障がい福祉計画（第7期）

### 第1章 成果目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ①地域生活移行者数

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>■ 令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。</li> </ul>
本町の指針	令和4年度末時点（45名）の施設入所者数の6%以上（2.7人）が地域生活へ移行することとし、これに合わせて令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減（2.25人）することを基本とします。目標値の設定については、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合（2人）を目標値に加えた割合以上を目標値とします。

##### ●成果目標

単位：人

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和8年度
地域生活への移行者数	1	0	1	5
施設入所者数	44	45	43	42

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> </ul>
本町の指針	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組を推進します。「玖珠町・九重町地域自立支援協議会」を活用し、協議する場を設けるとともに、大分県西部保健所管内での連携した取組を検討します。

##### ●成果目標

単位：回

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	0	2

単位：人、回

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場における保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	6	6	6
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	2	2
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	21	23	24
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2	3	3
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	6	6	6

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針	<p>■ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>■ 令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
本町の指針	<p>障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、玖珠町・九重町地域自立支援協議会に地域生活支援拠点等（令和2年度末に設置済み）のコーディネーターを配置し、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証・検討を行います。また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るよう努めます。</p>

#### ● 成果目標

単位：人、回

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0	0	0	1
運用状況の検証・検討	0	0	0	2
強度行動障がい者の支援ニーズを把握し支援体制を整備【新規】	—	—	—	支援体制の充実を図るよう努める

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>■ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>■ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>■ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>■ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>
本町の指針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定にあたっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍（1.28人）以上とします。

### ●成果目標

単位：人、%

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
一般就労への移行者数 （就労移行支援事業等）	1	0	0	2
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	0	0	0	0
就労定着支援事業の利用者数	0	0	0	2
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	0	0	0	0

## 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和8年度末までに各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</li> </ul>
本町の指針	委託相談事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化等を図ります。また、基幹相談支援センターの設置について検討します。

### ●成果目標

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	未実施	未実施	自立支援協議会において実施	確保する

単位：回

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	2	2	2
相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2	2	2
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの改善【新規】	2	2	2

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	■ 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
本町の指針	障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保を行います。

### ● 成果目標

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	実施済み	実施済み	実施済み	実施する

単位：人

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加や、都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数	1	1	1

## 第2章 各サービスにおける見込量

### 1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定しました。

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 居宅介護

ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人数/月	13	13	13	14	15	16
	時間/月	136.5	100.5	85.0	100.0	107.1	114.3
見込量の考え方	居宅介護については、一定程度の需要がありますが、サービス提供事業所が限られており、大幅な増加はないものとして見込みます。						

##### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

##### ③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排せつ・食事等の介護等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	人数/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	15.0	16.5	19.5	19.5	19.5	19.5
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	人数/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### (2) 日中活動系サービス

#### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人数	51	54	54	56	58	60
	日数	1,018	1,050	1,050	1,090	1,130	1,170
見込量の考え方	町内施設の増員の予定があるため、利用者の増加を見込みます。						

#### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	人数	1	1	1	1	1	1
	日数	11	11	23	23	23	23
生活訓練	人数	5	7	9	10	11	12
	日数	50	78	98	110	120	130
宿泊型自立訓練	人数	2	3	4	5	6	7

見込量の考え方	■機能訓練
	身体機能の維持・回復などの支援が必要な人などの利用要件を満たす必要があり、大幅な利用増はないものとして見込みます。
	■生活訓練
	圏域にサービス提供事業所が開設されたため、増加傾向にありますが、標準利用期間が定められていることなどを踏まえて見込みます。
	■宿泊型自立訓練
	精神科病院からの退院者や就労移行支援との併用利用などを見込みます。地域生活移行の観点から関係機関との連携を図ります。

### ③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人数	2	3	2	3	4	5
	日数	36	64	31	60	80	100
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### ④ 就労継続支援（A雇用型）

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （A雇用型）	人数	9	10	12	13	14	15
	日数	162	171	228	247	266	285
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### ⑤ 就労継続支援（B非雇用型）

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （B非雇用型）	人数	61	65	63	66	67	68
	日数	1,055	1,176	1,150	1,194	1,212	1,230
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑥ 就労選択支援（新規）

障がいのある人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人数	-	-	-	7	8	8
	日数	-	-	-	21	24	24
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑦ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑧ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設で宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人数	2	2	2	3	3	3
	日数	11	26	36	54	54	54
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑨ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理看護、介護及び日常生活の世話を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人数	9	9	8	8	8	8
	日数	272	256	246	246	246	246
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人数	26	30	31	32	33	34
	日数	742	820	852	879	906	933
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ② 施設入所支援

施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人数/月	44	45	43	43	43	42
	時間/月	1,300	1,350	1,293	1,293	1,293	1,263
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ③ 自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数/月	4	2	1	2	2	2
	時間/月	9	5	3	5	5	5
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### (4) 相談支援事業（サービス等利用計画作成）

##### ① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する障がい者等を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数/月	32	37	29	33	34	35
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

##### ② 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者施設に入所している障がい者等や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援 （地域移行支援）	人数/月	0	1	1	1	1	1
	時間/月	0	2	2	2	2	2
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

##### ③ 地域相談支援（地域定着支援）

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援 （地域定着支援）	人数/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
見込量の考え方	■計画相談支援 ■地域移行支援・地域定着支援 長期入院からの自宅復帰、単身で暮らす障がい者等の支援など、今後は利用の増加を見込みます。						

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者等の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施にあたっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、必須事業と任意事業があります。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するために、障がいのある人やその家族・地域住民による自発的な取組を行う団体に対し、必要な経費を補助します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ③ 相談支援事業

事業項目	事業内容
障がい者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な知的障がい者や精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
見込量の考え方	日田玖珠圏域市町で委託している巡回相談を含めた障がい者相談支援事業所に加え、平成27年度から基幹相談支援センター等機能強化事業も合同で委託し、同圏域での体制を整えてきましたが、令和5年度から玖珠郡域での委託となりました。また、令和2年度からは児童を対象とした相談支援事業を九重町と共同で、町内の事業所に委託し強化を図っています。今後も継続して障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための支援、施設等からの地域移行など、地域における生活の支援を継続して実施し、九重町と本町との相談支援事業所での協議を重ね、さらに充実した制度の整備を検討します。						

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは、民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為において自己決定を行う際に、一定の支援を必要とする場合は、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度です。

本事業は、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者等の権利擁護を図ります。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数	0	0	1	2	3	4
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、組織体制の構築と専門職による支援体制の構築を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑥ 意思疎通支援事業

事業項目	事業内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別及びグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出の際に、要約筆記者の派遣を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実人数	1	1	0	1	1	1
	延べ回数	2	1	0	1	1	1
見込量の考え方	平成30年度以降、一定の利用がありましたが、令和元年度から令和2年度にかけて、利用が大きく減少しています。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、催し等が開催されなかったことが要因だと予想されます。 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、これまで利用してきた障がいのある人に引き続き支援を行います。また、制度内容について町報等により周知を図ります。 手話通訳者設置事業は、現在対象となる障がいのある人が限られているため、設置予定はありませんが、必要な場合は手話通訳者の派遣等で対応します。						

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費の助成を行います。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

事業名	主な内容・対象者など
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具 (ストーマ用装具等)	ストーマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅における生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件数	4	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	1	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数	3	1	1	1	1	1
排泄管理支援用具 (ストーマ用装具等)	件数	325	271	271	271	271	271
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	1	1	1
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進と広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成するものです。

事業は大分県聴覚障害者協会に委託をして行っており、入門課程と基礎課程を修了し、必要な講習を受けたのちに、手話奉仕員としての活動を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	実施体制	入門課程	基礎課程	入門課程	基礎課程	入門課程	基礎課程
見込量の考え方	過去の実績から継続します。						

### ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	委託事業所	4	4	4	5	5	5
	実人数	12	11	11	11	11	11
	延べ時間	454	430	430	537	537	537
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## ⑩ 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流促進を進めることにより、障がいのある人が暮らす地域での支援を行う事業です。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
	人	10	12	12	14	14	14
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

## (2) 任意事業

### ① 訪問入浴サービス事業

家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車により障がいのある人の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実人数	2	1	1	1	1	1
	延べ回数	121	110	156	156	156	156
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### ② 日中一時支援事業

障がいのある人や子どもを一時的に預かることにより、障がい者等の日常的な訓練等を行うとともに、障がい者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人数/月	21	19	25	25	25	25
	時間/月	0	1	0	1	1	1
	利用型	21	18	25	25	25	25
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

### ③ 生活サポート事業

障害支援区分審査会にて、介護給付が非該当となった障がいのある人に対して、日常生活に関する支援と家事に関する支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ時間	0	0	0	0	0	0
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ④ 点字・声の広報等発行

「広報くす」の点訳及び音訳を玖珠町社会福祉協議会に委託し行っています。現在は主に音訳を中心に事業を行っています。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行	実施状況	有	有	有	有	有	有
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

#### ⑤ 自動車運転免許取得・改造助成

障がいのある人が就労等のために、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、免許の取得や自動車の改造に要する経費を助成します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成	助成件数	0	0	0	1	1	1
見込量の考え方	過去の実績から算出しています。						

# 第4部 障がい児福祉計画（第3期）

## 第1章 令和8年度の成果目標の設定

基本指針に基づき、以下の施設、サービスを整備します。

### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>■ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</li> <li>■ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> </ul>
本町の指針	児童発達支援センターである「こども発達支援センターあ〜く」を中心に玖珠町・九重町地域自立支援協議会において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関しては、既存の事業所での受け入れ体制を確保します。

#### ● 成果目標

項目	前期実績			今期目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置	設置済み	設置済み	設置済み	設置済み
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未実施	未実施	未実施	推進体制の構築に努める
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	既存の事業所での受け入れ体制を確保済み	既存の事業所での受け入れ体制を確保済み	既存の事業所での受け入れ体制を確保済み	既存の事業所での受け入れ体制を確保する

単位：人

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援の利用児童数	25	25	25
放課後等デイサービスの利用児童数	35	35	35
保育所等訪問支援の利用児童数	28	28	28
障がい児相談支援の利用児童数	60	60	60
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1	1	1

## 第2章 各サービスにおける見込量

### 1 通所支援等のサービス

#### (1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人数	22	19	20	21	22	23
	日数	180	194	200	210	220	230

#### (2) 放課後等デイサービス

放課後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。令和2年度より町内に新たな事業所が開設しており、利用者数の増加が見込まれます。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人数/月	38	33	35	36	37	38
	時間/月	260	315	320	330	340	350

#### (3) 保育所等訪問支援

こども園等へ行き、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための、専門的な訪問支援やその他必要な支援を行います。現在、訪問支援のニーズが高まっていますが、町内の事業所に頼っている現状です。事業所と相談をしながら実施の調整を図る必要があります。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	実人数	24	24	24	25	26	27
	延べ日数	24	24	24	25	26	27

#### (4) 医療型児童発達支援

児童発達支援の事業内容及び治療を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型 児童発達支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	延べ日数	0	0	0	0	0	0

## (5) 障がい児相談支援

障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かい支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人数	24	19	25	26	27	28

## (6) 居宅訪問型児童発達支援

第1期障がい児福祉計画から始まった新しい事業です。

外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問する発達支援です。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人数/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## (7) 医療的ケア児調整コーディネーター

医療的ケア児を総合的に支援するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

	単位	第6期実績			第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児調整コーディネーター	配置人数	1	1	1	1	1	1

## ○玖珠町障がい者計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第11条第3項の規定に基づき、玖珠町障がい者計画を策定するため、玖珠町障がい者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は学識経験者、障がいのある者、民生委員、障がい福祉関係事業従事者、障がい福祉関係行政機関の職員等から、町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、前条に規定する委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

### (その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成18年7月18日から施行する。

### 附 則 (平成23年11月16日訓令第188号)

この訓令は、公布の日から施行する。

### 附 則 (令和5年9月1日訓令第76号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

## ○玖珠町障がい者計画策定委員会委員名簿

	機関名	役職名	委員名
1	障害福祉サービス事業者 (就労継続支援・生活介護)	社会福祉法人すぎのこ村 わ〜くすたんぼぽ どり〜むたんぼぽ	施設長 高村 将興
2	障害福祉サービス事業者 (就労継続支援)	NPO 法人 SAKURA 会 ほほえみ工房玖珠	サービス管理 責任者 矢野 富実代
3	障害福祉サービス事業者 (就労継続支援)	社会福祉法人 暁雲福祉会 ウィンド2 玖珠・森のクレヨン	管理者 玉井 潤也
4	障害福祉サービス事業者 (就労継続支援、グループ ホーム)	楠繫 株式会社 就労継続支援 B 型 きりかぶ 障がい者グループホームこいのぼり	施設長 堀 早苗
5	障害福祉サービス事業者 (放課後等デイ)	N P O 法人放課後クラブてくてく	理事長 古後 悦子
6	相談支援事業所 (児童発達支援・放課後等デ イ・生活介護)	社会福祉法人くらっぷ (あ〜く、のあ、か〜む)	施設長 渡邊 仁司
7	相談支援事業者	社会福祉法人すぎのこ村 Bee すけっと	センター長 石松 聡美
8	相談支援事業者	社会福祉法人大分県社会福祉事業団 相談支援事業所はぎの	相談支援 専門員 稲積 翔平
9	地域活動支援センター	NPO 法人 玖珠むつみ会地域活動セ ンター	指導員 安部 沙由美
10	当事者団体	玖珠町身体障害者協議会	事務局長 高田 弘義
11	育成会	玖珠郡知的障害者(児)育成会 たんぼぽの会	会長 篠原 智春
12	保育・学校教育関係	玖珠町こども園協議会	会長 木村 加代子
13	民生委員	障がい者部会	部会長 穴井 千津子
14	地域福祉関係機関	社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会 地域福祉推進部	主任 青盛 智宏
15	関係行政機関	大分県西部保健所 地域保健課	参事兼 地域保健課長 江藤 聖美
16	保育・学校教育関係	玖珠町教育委員会 教育政策課	指導主事兼 参事補 佐藤 信昭

玖珠町障がい者計画  
(障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

---

発行年月/令和6年3月

発行者/玖珠町 福祉保険課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5

電話 : 0973-72-1115 Fax : 0973-72-2112

